

【表紙】

【提出書類】 有価証券報告書

【根拠条文】 金融商品取引法第24条第1項

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 2023年3月28日

【事業年度】 第131期(自 2022年1月1日 至 2022年12月31日)

【会社名】 鳥居薬品株式会社

【英訳名】 TORII PHARMACEUTICAL CO., LTD.

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 松田 剛一

【本店の所在の場所】 東京都中央区日本橋本町三丁目4番1号

【電話番号】 03-3231-6811(代表)

【事務連絡者氏名】 財務経理部長 高島 幸宏

【最寄りの連絡場所】 東京都中央区日本橋本町三丁目4番1号

【電話番号】 03-3231-6811(代表)

【事務連絡者氏名】 財務経理部長 高島 幸宏

【縦覧に供する場所】 鳥居薬品株式会社 関東信越支社
(さいたま市中央区新都心11番地2
(明治安田生命さいたま新都心ビル ランド・アクシス・タワー))

鳥居薬品株式会社 中部支社
(名古屋市中区丸の内一丁目17番29号
(NFC丸の内ビル))

鳥居薬品株式会社 関西支社
(大阪市中央区本町二丁目1番6号
(堺筋本町センタービル))

株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

第一部 【企業情報】

第1 【企業の概況】

1 【主要な経営指標等の推移】

回次		第127期	第128期	第129期	第130期	第131期
決算年月		2018年12月	2019年12月	2020年12月	2021年12月	2022年12月
売上高	(百万円)	62,551	42,998	41,700	46,987	48,896
経常利益	(百万円)	5,080	1,691	4,971	4,847	5,537
当期純利益	(百万円)	1,164	27,367	3,495	3,374	3,944
持分法を適用した 場合の投資利益	(百万円)					
資本金	(百万円)	5,190	5,190	5,190	5,190	5,190
発行済株式総数	(株)	28,800,000	28,800,000	28,800,000	28,800,000	28,800,000
純資産額	(百万円)	87,092	113,125	115,091	117,015	119,224
総資産額	(百万円)	103,253	139,943	126,026	130,810	133,689
1株当たり純資産額	(円)	3,103.28	4,029.30	4,097.55	4,165.38	4,243.08
1株当たり配当額 (うち1株当たり中間 配当額)	(円)	48.00 (24.00)	48.00 (24.00)	48.00 (24.00)	48.00 (24.00)	100.00 (24.00)
1株当たり当期純利益	(円)	41.51	974.98	124.47	120.13	140.39
潜在株式調整後 1株当たり当期純利益	(円)			124.46		
自己資本比率	(%)	84.3	80.8	91.3	89.5	89.2
自己資本利益率	(%)	1.3	27.3	3.1	2.9	3.3
株価収益率	(倍)	58.6	3.1	25.9	24.0	20.8
配当性向	(%)	115.6	4.9	38.6	40.0	71.2
営業活動による キャッシュ・フロー	(百万円)	8,259	42,499	3,443	156	2,420
投資活動による キャッシュ・フロー	(百万円)	27,068	2,099	7,625	1,498	13,676
財務活動による キャッシュ・フロー	(百万円)	1,432	1,433	1,425	1,546	1,698
現金及び現金同等物 の期末残高	(百万円)	15,654	58,819	61,576	58,374	45,420
従業員数	(名)	1,049 [148]	660 [116]	568 [51]	560 [25]	563 [34]
株主総利回り (比較指標：配当込み TOPIX)	(%)	82.0 (84.0)	104.3 (99.2)	111.2 (106.6)	101.5 (120.2)	106.0 (117.2)
最高株価	(円)	3,305	3,075	3,845	3,370	3,420
最低株価	(円)	2,228	2,067	2,129	2,322	2,691

(注) 1. 持分法を適用した場合の投資利益については、関連会社がないため記載しておりません。

2. 第127期及び第128期の潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、希薄化効果を有している潜在株式が存在しないため記載しておりません。第130期及び第131期の潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

3. 従業員数は、就業人員数を記載しております。なお、臨時従業員数は、[]内に期中の平均人員数を外数で記載しております。

4. 最高株価及び最低株価は、2022年4月3日以前は東京証券取引所市場第一部におけるものであり、2022年4月4日以降は東京証券取引所プライム市場におけるものであります。

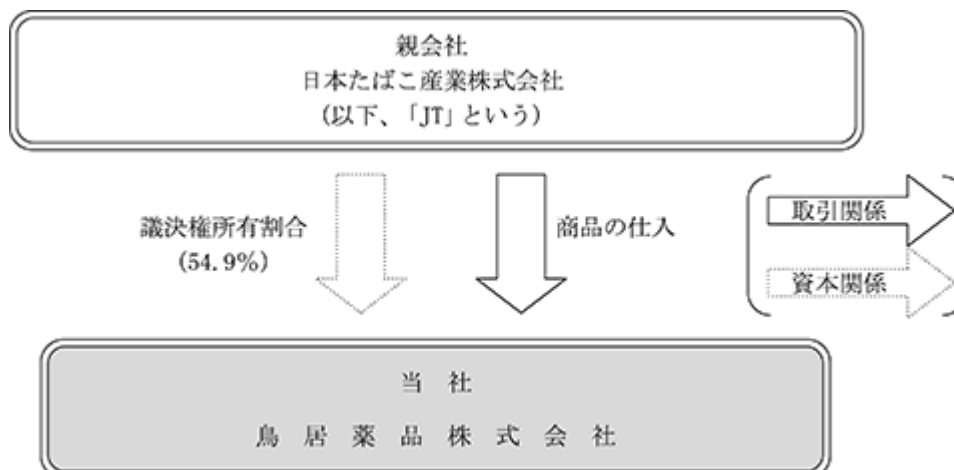
5. 「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)等を第131期の期首から適用しており、第131期に係る主要な経営指標等については、当該会計基準等を適用した後の指標等となっております。

2 【沿革】

1872年	鳥居徳兵衛が横浜市境町において、洋薬輸入商「植野屋」を創立
1909年	薬品試験所を設置し、私封品の製造販売を開始
1911年	東京都中央区日本橋本町に出張所（現在の本社）を開設
1921年11月	組織変更を行い、株式会社鳥居商店を設立
1949年5月	鳥居製薬株式会社を合併し、鳥居薬品株式会社に商号変更
1963年4月	アレルギー診断治療薬「アレルギーンエキス」を発売
1963年6月	当社株式を店頭銘柄として東京証券業協会に登録
1977年10月	千葉県佐倉市に佐倉工場を竣工
1983年10月	米国メルク社に対して第三者割当増資を行い、同社は当社発行済株式総数の50.5%を取得し当社の親会社となる
1988年5月	米国メルク社が、当社株式の発行済株式総数の50.5%をアサヒビール株式会社へ譲渡し、アサヒビール株式会社が当社の親会社となる
1990年4月	現本社ビル竣工
1993年10月	東京証券取引所市場第二部に上場
1993年11月	外用副腎皮質ホルモン剤「アンテベート軟膏・クリーム」を発売
1995年9月	東京証券取引所市場第一部に指定替え
1998年12月	日本たばこ産業株式会社が、アサヒビール株式会社等から当社株式の発行済株式総数の53.5%を取得し当社の親会社となる
1999年10月	日本たばこ産業株式会社との業務提携により、医療用医薬品事業における新薬の研究開発機能を日本たばこ産業株式会社へ集中化し、プロモーション機能を当社へ統合
2006年4月	日本たばこ産業株式会社の医薬品製造拠点を佐倉工場に統合
2009年3月	経口そう痒症改善剤「レミッチカプセル」（東レ株式会社製造販売承認取得）を発売
2014年5月	高リン血症治療剤「リオナ錠」（日本たばこ産業株式会社製造販売承認取得）を発売
2014年10月	スギ花粉症のアレルゲン免疫療法薬「シダトレン スギ花粉舌下液」を発売
2015年12月	ダニ抗原によるアレルギー性鼻炎のアレルゲン免疫療法薬「ミティキュア ダニ舌下錠」を発売
2018年6月	スギ花粉症のアレルゲン免疫療法薬「シダキュア スギ花粉舌下錠」を発売
2020年6月	外用ヤヌスキナーゼ（JAK）阻害剤「コレクチム軟膏」（日本たばこ産業株式会社製造販売承認取得）を発売
2020年7月	岩城製薬株式会社に佐倉工場を譲渡
2020年12月	腎性貧血治療薬「エナロイ錠」（日本たばこ産業株式会社製造販売承認取得）を発売
2021年4月	遺伝性血管性浮腫発作抑制剤 血漿カリクレイン阻害剤「オラデオカプセル」（株式会社オーファンパシフィック製造販売承認取得）を発売
2022年4月	東京証券取引所の市場区分の見直しにより市場第一部からプライム市場へ移行

3 【事業の内容】

当社の企業集団は、当社及び親会社で構成され、主な事業内容と当該事業に係る位置付けは次のとおりです。



1. 当社の主たる事業は医薬品の製造販売であり、主要な製商品は次のとおりです。

領域	製商品名	薬効
腎・透析領域	リオナ錠	高リン血症治療剤、鉄欠乏性貧血治療剤
	レミッチ	経口そう痒症改善剤
	ケイキサレート	高カリウム血症改善剤
皮膚疾患領域	アンテベート	外用副腎皮質ホルモン剤
	コレクチム軟膏	外用ヤヌスキナーゼ（JAK）阻害剤
	ロコイド	外用副腎皮質ホルモン剤
	ゼフナート	抗真菌薬
アレルギー領域	シダキュア スギ花粉舌下錠	スギ花粉症のアレルゲン免疫療法薬
	ミティキュア ダニ舌下錠	ダニアレルギーのアレルゲン免疫療法薬
	ピオスリー	活性生菌製剤（整腸剤）
その他	オラデオカプセル	血漿カリクレイン阻害剤

(注) 自社品には、製商品名に を付しております。

2. 親会社であるJTは国内グループ会社を対象としたキャッシュ・マネジメント・システムを統括しており、当社は資金決済等の手段として資金の預託を行っております。

4 【関係会社の状況】

2022年12月31日現在

名称	住所	資本金 又は出資金 (百万円)	主要な事業 の内容	議決権の 所有・被所有割合		関係内容
				所有割合 (%)	被所有割合 (%)	
(親会社) 日本たばこ産業㈱	東京都港区	100,000	たばこ事業 医薬事業 加工食品事業		54.9	・医療用医薬品の仕入等 ・金銭の貸借等

(注) 日本たばこ産業㈱は、有価証券報告書を提出しております。

5 【従業員の状況】

(1) 提出会社の状況

2022年12月31日現在

従業員数(名)	平均年齢(歳)	平均勤続年数(年)	平均年間給与(千円)
563 [34]	40.4	14.4	8,224

セグメントの名称	従業員数(名)
医薬品事業	563 [34]
合計	563 [34]

(注) 1. 従業員数は、当社から他社への出向者を除き、他社から当社への出向者を含む就業人員数を記載しております。

2. 臨時従業員数は、[]内に期中の平均人員数を外数で記載しております。

3. 平均年間給与は、賞与及び基準外賃金を含んでおります。

(2) 労働組合の状況

当社の労働組合は、鳥居薬品労働組合と称し、上部団体として日本化学エネルギー産業労働組合連合会に加盟しております。

2022年12月31日現在の組合員数は、360名（他社への出向者である組合員12名を除く。）であり、労使は良好な関係を継続しております。

第2 【事業の状況】

1 【経営方針、経営環境及び対処すべき課題等】

本項目における将来に関する事項は、有価証券報告書提出日（2023年3月28日）現在において、当社が判断したものです。

(1) 会社の経営の基本方針

< 企業理念「鳥居薬品の志」 >

当社は、長い歴史の中で培ってきた企業風土や各ステークホルダーからの信頼を受け継ぎつつ、将来へ向けても変わらない当社の志を「鳥居薬品の志」と定め、企業理念としております。

また、当社従業員が中心となり策定した「TORII's POLICY」を「鳥居薬品の志」の実現のために大切にす価値観として位置づけるとともに、各ステークホルダーへの責任をバランスよく果たし、満足の総和を高めていくことを表す「4Sモデル」を経営の基本的考え方と位置づけ、「鳥居薬品の志」の実現に向けて取り組んでおります。

1) 企業理念：鳥居薬品の志

患者さんとそのご家族や医療に携わる方々に誠実に向き合い、
患者さんの健康回復と、病に縛られない豊かで笑顔多い人生に貢献する

長い歴史の中で培った皆様からの信頼を受け継ぎながら、
時代や環境に合わせて柔軟に変革・進化し、
私たちがからこそ出来る医療への貢献に挑戦し続ける

2) 大切にす価値観：TORII's POLICY

- ・つながる“ひと”すべてを大切に
- ・誠実・まじめがトリイのトリイ
- ・全員当事者 脱・評論家
- ・新しいことでもおそれずにやってみよう
- ・すべての経験を糧に、私たちは成長し続ける

3) 経営の基本的考え方：4Sモデル

私たちは、高品質の事業活動によって生み出される資金を循環/拡大することを通じて、お客様、株主、社会、社員の四者に対する責任をバランス良く果たし、満足の総和を高めていきます。

CS (Customer Satisfaction) : お客様に対する責任

より良い薬、正しい情報を医療関係者を通じて患者さんに提供することにより、人々のQOL(Quality Of Life)向上に貢献するように努めます。

IS (Investor Satisfaction) : 株主に対する責任

適時適切に会社情報を開示するとともに、適正な利潤の還元と企業価値の増大を図るように努めます。

SS (Social Satisfaction) : 社会に対する責任

高度な倫理観を保持し、社会要請に応じた事業活動を通じて、より良き企業市民となるように努めます。

ES (Employee Satisfaction) : 社員に対する責任

個々人を尊重し、成長の機会を均等に与え、公正な評価に基づく処遇を推進することにより、働きがいを実感できるように努めます。

< 中長期事業ビジョン「VISION2030」 >

当社は、企業理念である「鳥居薬品の志」を実現するために、2030年に向けて当社が目指す姿として「VISION2030」を策定しております。

(中長期事業ビジョン：VISION2030)

医療ニーズを深く理解し、その充足のために
高い専門性と機動力を持って
関係する皆様との共創を最適な形で進め、
価値ある新薬を見だし届ける
存在感のある製薬企業

「VISION2030」のターゲットである2030年には、計数面では以下の姿を目指します。

- ・過去最高の売上高 1 を更新する
- ・過去最高益 2 更新を射程に入れる
 - 1：641億円（2017年12月期）
 - 2：営業利益 133億円（2001年3月期）

これら「VISION2030」の実現と、以降の持続的成長を確実なものとするべく、導入に向けた事業投資に従来以上に積極的に取り組むとともに、製品の価値を正しく医療関係者や患者さんに伝えるための社内体制整備や能力向上に取り組んでいく考えです。

以上のことから、以下2点を事業戦略とし、これに基づき中期経営計画の各施策を実施しております。

- 1) 導入活動の強化
- 2) 製品価値最大化のための仕組み作り

(2) 中期的な会社の経営戦略と対処すべき課題

< 「中期経営計画2022-2024」2022年度の進捗状況 >

当社は、2022年度から2024年度までの3ヶ年を対象期間とする「中期経営計画2022-2024」を策定し、中長期事業ビジョン「VISION2030」の実現に向けて、成長戦略の各施策とステークホルダーからの信頼維持策に取り組んでおります。進捗状況は、以下のとおりです。

計数指標の進捗状況

2022年度 当初計画	2022年度 実績	増減額	
売上高	売上高	+ 6 億円	VISION2030の 目指す姿
482億円	488億円		
営業利益 (研究開発費控除前) ※ 1	営業利益 (研究開発費控除前) ※ 1	+ 4 億円	過去最高の売上高※ 2 を更新する
67億円	72億円		

過去最高益※ 3 更新を射程に入れる

1：研究開発費は、中長期的な成長に向けた積極的な事業投資により大きく変動する等、現時点において見通すことが困難であるため、利益面における指標は、研究開発費を控除する前の営業利益を計数指標としております。

2：641億円（2017年12月期）

3：営業利益 133億円（2001年3月期）

研究開発の高度化・難化による投資リスクの増大、薬価制度の抜本改革(毎年薬価改定等)、情報提供活動の変化等、医薬品業界を取り巻く事業環境の急速な変化の中、「中期経営計画2022-2024」において計画していた各諸施策を着実に遂行し、成長期新薬の普及・育成・価値最大化の取り組みの結果、引き続き新型コロナウイルス感染症による患者様の医療機関への受診抑制傾向、医薬情報担当者(MR)の医療機関への訪問自粛等、事業活動に一定の影響を受けたものの、売上高は488億円、営業利益(研究開発費控除前)は72億円と当初計画を上回ることができました。

また、新薬開発の推進(JTE-061、T0-208)が計画通り進捗する等、中長期事業ビジョン「VISION2030」目標の達成、そして以降の持続的成長に向けた各施策についても着実に取り組んでおります。

主要施策の主なトピック(2023年2月10日時点)

<p>成長期新薬の普及・育成・価値最大化 (エナロイ、リオナ、コレクチム、シダキュア、ミティキュア、オラデオ) 各製品とも着実な伸長(対前年比売上増) コレクチム:利便性向上、対象患者さんの拡大による価値向上 ・「コレクチム軟膏0.5%」10gチューブ発売(2022年7月) ・「コレクチム軟膏」添付文書改訂(乳幼児アトピー性皮膚炎患者を対象とした国内における第 相臨床試験結果を反映)(2023年1月)</p> <p>新薬開発の推進(JTE-061、T0-208) 各開発品とも順調な開発進捗 ・「JTE-061」アトピー性皮膚炎患者対象の国内第 相臨床試験の速報結果公表(2022年7月) ・「JTE-061」尋常性乾癬患者対象の国内第 相臨床試験の速報結果公表(2022年9月) ・「T0-208」伝染性軟属腫を適応症とした国内における第 相臨床試験開始(2022年7月)</p> <p>導入体制の強化 積極的な導入活動を通じ、新たに1件の導入品獲得 ・Nogra Pharma Limitedの尋常性ざ瘡治療薬(NAC-GED-0507)国内でのライセンス導入契約締結(2023年1月)</p> <p>コーポレートガバナンスの強化 社内外環境やステークホルダーからの期待等も踏まえ、下記取り組み・施策を実施 ・サステナビリティへの取り組み(基本方針策定、マテリアリティの特定) ・取締役の任期短縮(2年 1年)(2023年3月株主総会付議議案)</p>
--

<「中期経営計画2023-2025」の概要>

1)「中期経営計画2023-2025」の策定

当社は、中長期事業ビジョン「VISION2030」の達成に向け、2023年度から2025年度を対象期間とする「中期経営計画2023-2025」を策定しました。「VISION2030」の実現に向けて、前中期経営計画に引き続き成長戦略の各施策とステークホルダーからの信頼維持策に取り組んでまいります。

2)「中期経営計画2023-2025」主要施策

(1) 成長戦略	(2) ステークホルダーからの信頼維持
<p>1. 成長期新薬の普及・育成・価値最大化 (エナロイ、リオナ、コレクチム、シダキュア、ミティキュア、オラデオ)</p> <p>2. 新薬開発の推進(JTE-061、T0-208)</p> <p>3. 導入体制の強化</p> <p>4. 経営戦略に沿った人事制度等の整備と働き方改革</p> <p>5. 企業風土改革</p>	<p>1. 安定供給体制の整備・強化</p> <p>2. 薬事規制の遵守と品質保証</p> <p>3. コンプライアンスの強化</p> <p>4. コーポレートガバナンスの強化</p> <p>5. サステナビリティへの取り組み(新規)</p>

3) 計数指標

「VISION2030」の目指す姿の実現に向け、「中期経営計画2023-2025」の計数指標としては、引き続き売上高及び研究開発費控除前の営業利益を設定します。

2023年度 予想	2025年度 ガイダンス※2	VISION2030の 目指す姿
売上高	売上高	過去最高の売上高※3 を更新する
509億円	540～570億円	
営業利益 (研究開発費控除前) ※1	営業利益 (研究開発費控除前) ※1	過去最高益※4 更新を射程に入れる
76億円	90～100億円	

1：研究開発費は、中長期的な成長に向けた積極的な事業投資により大きく変動する等、現時点において見通すことが困難であるため、利益面における指標は、研究開発費を控除する前の営業利益を計数指標としております。

2：現時点での会社としての概算額を示す参考値であり、達成を目指す目標として位置づけるものではありません。

3：641億円（2017年12月期）

4：営業利益 133億円（2001年3月期）

(3) 将来の成長へ向けた投資と株主還元について

当社は、株主の皆様への適正な利潤の還元を経営の重要課題の一つと認識し、剰余金の配当につきましては、継続的かつ安定的に実施することを基本方針としております。

この度、将来の事業成長を目指した中長期的な視野に立った投資や財務の状況等を勘案したうえで、株主還元の充実を図ることとし、2022年度の配当につきましては、1株当たり年間100円といたしました。

また、2023年度の配当につきましても、上記方針・考え方の下、1株当たり年間100円の配当を実施する予定です。

なお、株主還元につきましては、引き続き継続的かつ安定的な配当の実施を基本方針としつつ更なる充実を図る考えであり、今後、業績や投資の進捗等を勘案しながら中長期的なDOE（株主資本配当率）の向上に努め、将来的に同業他社と遜色のないDOE水準を目指してまいります。

2 【事業等のリスク】

当社の業績は、今後起こりうる様々な要因により影響を受ける可能性があります。当社の業績に影響を及ぼす可能性のある主なリスクとしては、以下のようなものが考えられます。

なお、本項目における将来に関する事項は、有価証券報告書提出日（2023年3月28日）現在において、当社が判断したものです。

(1) 医療用医薬品に関する法規制、薬事行政の動向に関するリスク

医療用医薬品は、開発・製造・販売等において医薬品医療機器法等関連法規の規制を受けており、規制が強化された場合、当社の業績に影響を及ぼす可能性があります。また、今後の医療制度改正、後発品使用の促進及び薬価基準の改定等の行政施策の動向によっては、当社の業績に影響を及ぼす可能性があります。

当社は、各種規制、医療制度、行政制度に関する最新の情報を収集するとともに、各種規制等に対して適切に対応を行っております。

(2) 研究開発に関するリスク

新薬の研究開発は、長期に亘りかつ多額な費用の投入を必要としますが、上市までの過程で、遅れや変更が生じる可能性や、断念しなければならない可能性があります。さらには、製造販売承認申請を行っても承認されない可能性もあります。このような場合には、将来の成長性・収益性が低下することとなり、当社の業績に影響を及ぼす可能性があります。

当社は、開発ステージ移行時期において各種会議体を通じて研究開発の継続を確認し、適切にポートフォリオの管理を行うことにより、様々な不確実性への対応を行っております。

(3) 副作用に関するリスク

医薬品には副作用発現の可能性があります。重篤な副作用が発現した場合には、当社の業績に影響を及ぼす可能性があります。

当社は、製商品に関する副作用などの安全性に関する情報を収集し、集積された安全性情報を評価・分析し、その結果から適正使用情報の追加が必要な場合は、RMP（医薬品リスク管理計画）や添付文書を改訂し、医薬品の情報を更新するとともに、医療関係者に情報提供することにより、製商品の安全性の確保や適正使用の推進を行います。

(4) 製商品の供給停止、回収に関するリスク

当社の販売する製商品は、国内又は海外における特定の製造元で生産しております。また、特定の製造元等から調達している原材料、スギ花粉等の天然由来の原材料から生産している製商品もあります。このため、技術上もしくは規制上の問題、又は火災、地震その他の災害等により、これらの製造元が閉鎖又は操業停止となった場合、あるいは、気候変動等の理由により原材料や光熱等の調達に支障が生じ生産の継続が困難となった場合、及び、物流機能等が停滞した場合には、製商品の供給が停止し、当社の業績に影響を及ぼす可能性があります。

また、当社の製商品に関し、品質上の問題等が発生した場合、国又は地方自治体からの命令に基づき、あるいは当社が自主的に判断し、回収を行う場合があります。この場合、当社の業績に影響を及ぼす可能性があります。

当社は、災害に対する事業継続計画（BCP）を定めることにより製商品の安定供給を確保する体制を整備し、原薬や原材料を複数社から調達可能にするなどの取り組みを進めるとともに、大規模災害の発生などを想定し、東日本・西日本の2拠点に物流センターを置き、一方が被災した場合に備えた体制を敷いております。また、医薬品の製造管理及び品質管理に関する基準（GMP）に基づいた品質管理体制の下、工程ごとに品質を確認しながら製商品の製造を行うとともに、製商品の製造元を定期的に訪問し、製造管理及び品質管理の状況を確認しています。なお、製商品の回収が必要となる品質不良が発生した場合には、患者様の安全確保を最優先とし、総括製造販売責任者の指示の下、行政当局への報告、医療機関などへの情報提供及び当該製商品の回収を迅速に行うとともに、原因究明と改善措置を行い、供給スケジュールの見直しや代替品の情報提供などを行います。

(5) 製商品を取り巻く環境に関するリスク

当社が販売する製商品に関して、競合品や後発品の上市、新規治療法や新技術の登場等により、製商品を取り巻く環境が変化した場合、製商品に関する売上減少により、当社の業績に影響を及ぼす可能性があります。

当社は、競合状況や薬価制度等の情報をもとに製品ポートフォリオの見直しを図るとともに、製商品の效能追加、剤形等の開発に取り組むことにより影響の低減を図っております。

(6) 他社との提携関係に関するリスク

当社は、研究開発、製造、販売等において、他社と様々な形で業務提携を行っております。何らかの事情により提携関係が変更又は解消された場合、当社の業績に影響を及ぼす可能性があります。

当社は、業務提携に関する契約締結においては、発生しうるリスクを想定し、リスクを低減する契約の締結に努めております。また、当社は提携先との連携を密にとり、提携におけるリスクの把握と管理を行っております。

(7) 親会社との提携関係に関するリスク

当社は、親会社であるJTとの業務提携により、医療用医薬品事業における新薬の研究開発機能をJTへ集中化し、製造、販売機能は当社が担っております。また、JTと連携して新規導入品の探索及び共同開発も実施しております。何らかの事情により提携関係が変更又は解消された場合、当社の業績に影響を及ぼす可能性があります。

当社は、JTとの新規導入品の探索、共同開発等を通じて、提携関係の維持・発展に努めております。

また、親会社との提携関係に変更等が生じる場合には、必要に応じて外部の有識者から見解を入手したうえ、親会社と利害関係を有しない社外役員に意見を求める等の措置を講じます。

(8) ITセキュリティ及び情報管理に関するリスク

当社は、各種ITシステムを利用しているため、システムの障害やコンピューターウイルス等により、業務が阻害される可能性があります。また、個人情報を含め多くの機密情報を保有しており、予期せぬ事態によりその情報が社外に流出した場合、当社の業績に影響を及ぼす可能性があります。

当社は、ITセキュリティ及び情報管理に関する社内規則・マニュアル等の制定及び継続的な見直しを行うとともに、社内教育を継続的に実施することにより適切な管理、運用を行っております。

(9) 訴訟に関するリスク

当社は、事業活動を継続して行っていく過程において、製造物責任（PL）、副作用の発現、特許侵害等に関わる訴訟を提起される可能性があります。これにより、当社の業績に影響を及ぼす可能性があります。

当社は、弁護士等の専門家と連携、協議のうえで適切な対応を講じます。

(10) コンプライアンスに関するリスク

当社は、事業活動を行うにあたって、労務関連、独占禁止法、製造物責任等の様々な法令等の規制の適用を受けております。重大な法令等の違反が発生した場合、当社の社会的信用及び業績に影響を及ぼす可能性があります。

当社は、コンプライアンスの推進を、企業理念実現のための重要な経営課題の一つと位置づけ、取締役、グループリーダーで構成するコンプライアンス委員会を設置し、コンプライアンス推進事項の審議等を行うほか、コンプライアンス推進部による、社員に対するコンプライアンスアンケートの実施、コンプライアンス研修、勉強会等を行い、コンプライアンスの徹底を図っています。また、社内通報・社外通報窓口（弁護士）を設置し、法令違反等の事実を早期認識し、違法行為等による当社のリスクの極小化に努めております。

(11) 感染症に関するリスク

当社は、感染症の大流行等により、製商品の供給停止や医療関係者への情報提供に支障をきたす等、事業活動に様々な影響を及ぼす可能性があります。

当社は、感染症に対する事業継続計画（BCP）を定めることにより、従業員の安全確保、製商品の安定供給の確保、事前に選定した重要業務（医療関係者への情報提供等を含む）を遂行するための体制を整備する等、必要な対応を行っております。

3 【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

当事業年度における当社の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フロー（以下、「経営成績等」）の状況の概要並びに経営者の視点による当社の経営成績等の状況に関する認識及び分析・検討内容は次のとおりです。

なお、本項目における将来に関する事項は、有価証券報告書提出日（2023年3月28日）現在において、当社が判断したものです。

(1) 経営成績

当事業年度の医薬品業界を取り巻く事業環境は、研究開発の高度化・難化による投資リスクが増大する中で、ウクライナ情勢の長期化に伴う資源・原材料価格の高騰、急激な円安進行に伴う物価上昇に加え、薬価制度の抜本改革（毎年薬価改定等）、情報提供活動の変化等の急速な変化により大変厳しいものとなりました。また、引き続き新型コロナウイルス感染症による患者様の医療機関への受診抑制傾向、医薬情報担当者（MR）の医療機関への訪問自粛等、事業活動に一定の影響を受けました。

このような状況の下、当社では、新企業理念、中長期事業ビジョン「VISION2030」及び「中期経営計画2022-2024」を策定し、中長期事業ビジョンの実現に向けて、成長戦略の各施策とステークホルダーからの信頼維持策に取り組んでまいりました。

「中期経営計画2022-2024」2022年度の進捗状況につきましては、「1 経営方針、経営環境及び対処すべき課題等」に記載しております。

当事業年度の経営成績につきましては、以下のとおりです。

	前事業年度 (自 2021年1月1日 至 2021年12月31日)	当事業年度 (自 2022年1月1日 至 2022年12月31日)	増減額	増減率
売上高（百万円）	46,987	48,896	-	-
営業利益（百万円）	4,656	5,540	884	19.0%
経常利益（百万円）	4,847	5,537	689	14.2%
当期純利益（百万円）	3,374	3,944	569	16.9%

（注）当事業年度の期首より「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 2020年3月31日）等を適用しており、当該会計基準等を適用した後の数値となっているため、売上高の増減額、増減率は記載しておりません。

当社は、当事業年度の期首より「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 2020年3月31日）等を適用しております。このため、比較対象となる前事業年度の収益認識基準が異なることから、当事業年度の経営成績については、売上高、費用面に関しては前事業年度と比較しての増減額及び増減率（％）は記載しておりません。なお、「収益認識に関する会計基準」等の適用による営業利益、経常利益及び当期純利益への影響はありません。詳細は「第5 経理の状況 1 財務諸表等 注記事項（会計方針の変更）1.収益認識に関する会計基準等の適用」に記載しております。

（売上高）

売上高は、「収益認識に関する会計基準」等の適用及び薬価改定による減少があったものの、アレルギー領域、皮膚疾患領域における販売数量の伸長等により48,896百万円（前事業年度は46,987百万円）となりました。

各フランチャイズ領域における主要な製品・商品の販売状況につきましては、以下のとおりです。

- ・腎・透析領域におきましては、「リオナ錠（高リン血症治療剤、鉄欠乏性貧血治療剤）」が6,939百万円（前事業年度は6,863百万円）となり、「レミッチ（透析患者における経口そう痒症改善剤）」は後発品の影響に加えて薬価改定もあり3,536百万円（前事業年度は5,058百万円）となりました。
- ・皮膚疾患領域におきましては、「コレクチム軟膏（外用JAK阻害剤）」が小児向け処方を含む販売数量の伸長により5,469百万円（前事業年度は4,025百万円）となりました。なお、「アンテベート（外用副腎皮質ホルモン剤）」は薬価改定の影響により3,995百万円（前事業年度は4,825百万円）となりました。
- ・アレルギー領域におきましては、アレルギー免疫療法のさらなる普及により「シダキュア スギ花粉舌下錠（アレルギー免疫療法薬）」は9,608百万円（前事業年度は8,325百万円）となり、「ミティキュア ダニ舌下錠（アレルギー免疫療法薬）」は8,694百万円（前事業年度は7,386百万円）となりました。

（売上原価、販売費及び一般管理費）

費用面におきましては、売上原価は販売数量が伸長したほか、継続的な円安進行による製造原価の増加等により25,516百万円（前事業年度は22,649百万円）となり、販売費及び一般管理費は研究開発費が増加しましたが、「収益認識に関する会計基準」等の適用による減少により、17,839百万円（前事業年度は19,682百万円）となりました。

（営業利益、経常利益、当期純利益）

以上の結果、営業利益は5,540百万円と前事業年度に比べ884百万円（19.0%）、経常利益は継続的な円安進行による仕入債務等に係る為替差損の増加、製造委託契約の解約違約金を営業外費用に計上したこと等により5,537百万円と前事業年度に比べ689百万円（14.2%）、当期純利益は政策保有株式の縮減に伴う投資有価証券売却益を特別利益に計上したこと等により3,944百万円と前事業年度に比べ569百万円（16.9%）それぞれ増加しました。

前事業年度に引き続き新型コロナウイルス感染症による患者様の医療機関への受診抑制傾向、医薬情報担当者（MR）の医療機関への訪問自粛等、事業活動に一定の影響が生じておりますが、ITを活用した適正使用情報提供活動の拡充等により対応しております。なお、当事業年度の業績への影響は軽微です。

(2) 生産、受注及び販売の実績

生産実績

生産実績は次のとおりです。

セグメントの名称	金額(百万円)	前期比(%)
医薬品事業	27,646	109.5
合計	27,646	109.5

(注) 金額は正味販売価格換算によっております。

商品の仕入実績

商品の仕入実績は次のとおりです。

セグメントの名称	金額(百万円)	前期比(%)
医薬品事業	12,204	101.8
合計	12,204	101.8

(注) 金額は実際仕入価格によっております。

受注実績

該当事項はありません。

販売実績

販売実績は次のとおりです。

セグメントの名称	金額(百万円)	前期比(%)
医薬品事業	48,896	-
合計	48,896	-

- (注) 1. 医薬品事業の販売実績には不動産賃貸収入200百万円が含まれております。
2. 「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)等を当事業年度の期首から適用しており、当事業年度に係る販売実績については、当該会計基準等を適用した後の数値となっているため、前期比(%)は記載しておりません。
3. 主な相手先別販売実績及び総販売実績に対する割合は次のとおりです。

相手先	前事業年度 (自 2021年1月1日 至 2021年12月31日)		当事業年度 (自 2022年1月1日 至 2022年12月31日)	
	金額(百万円)	割合(%)	金額(百万円)	割合(%)
アルフレッサ(株)	10,678	22.7	11,088	22.7
(株)メディセオ	10,467	22.3	10,884	22.3
(株)スズケン	10,101	21.5	10,238	20.9
東邦薬品(株)	5,257	11.2	5,787	11.8

(3) 財政状態

当事業年度末の総資産は、133,689百万円と前事業年度末に比べ2,878百万円(2.2%)増加しました。流動資産につきましては、現金及び預金が5,190百万円、売掛金が854百万円、商品及び製品が623百万円増加しましたが、キャッシュ・マネージメント・システム預託金が12,145百万円減少したこと等により91,603百万円と前事業年度末に比べ5,689百万円(5.8%)減少しました。固定資産につきましては、投資有価証券が7,973百万円、長期前払費用が396百万円、リース資産が213百万円増加したこと等により42,086百万円と前事業年度末に比べ8,567百万円(25.6%)増加しました。

負債につきましては、14,464百万円と前事業年度末に比べ668百万円(4.8%)増加しました。これは、未払法人税等が416百万円、退職給付引当金が129百万円減少しましたが、買掛金が791百万円、未払金が472百万円増加したこと等によるものです。

純資産につきましては、119,224百万円と前事業年度末に比べ2,209百万円(1.9%)増加しました。これは、剰余金の配当が1,348百万円、当期純利益が3,944百万円となったこと等によるものです。

(4) キャッシュ・フロー

当事業年度末の現金及び現金同等物の残高は、45,420百万円と前事業年度末に比べ12,954百万円(22.2%)減少しました。

(営業活動によるキャッシュ・フロー)

営業活動によるキャッシュ・フローは、税引前当期純利益が5,722百万円、減価償却費が454百万円、売上債権の増加額が854百万円、未払金の減少額が523百万円、長期前払費用の増加額が361百万円、法人税等の支払額が2,006百万円となったこと等により2,420百万円の収入となりました。(前事業年度は156百万円の支出)

(投資活動によるキャッシュ・フロー)

投資活動によるキャッシュ・フローは、有価証券の売却及び償還による収入が12,100百万円、投資有価証券の売却及び償還による収入が5,564百万円となりましたが、投資有価証券の取得による支出が19,136百万円、有価証券の取得による支出が12,309百万円となったこと等により13,676百万円の支出となりました。(前事業年度は1,498百万円の支出)

(財務活動によるキャッシュ・フロー)

財務活動によるキャッシュ・フローは、主に配当金の支払額が1,348百万円となったことにより1,698百万円の支出となりました。(前事業年度は1,546百万円の支出)

(5) 資本の財源及び資金の流動性

社内の主な資金需要につきましては、製品製造に使用される原材料の調達、商品の仕入れ、営業活動で使用される財・サービス等の運転資金のほか、設備投資、持続的成長の実現に向けた新規導入品の獲得、JTとの共同開発等の戦略的投資、配当金の支払いであり、これらの必要資金は自己資金で賄っております。また、資金の流動性につきましては、運転資金、一定の戦略的投資に備えられる現預金等の流動性資産を確保しております。

なお、有価証券報告書提出日(2023年3月28日)現在における重要な資本的支出の予定はありません。

(6) 重要な会計上の見積り及び当該見積りに用いた仮定

社内の財務諸表は、わが国において一般に公正妥当と認められる会計基準に基づき作成されております。この財務諸表作成にあたり、見積りが必要な事項につきましては、過去の実績や状況に応じ合理的であると考えられる様々な要因を考慮して見積りを行っておりますが、実際の結果は見積り特有の不確実性があるため、見積りと異なる場合があります。詳細については、「第5 経理の状況 1 財務諸表 注記事項(重要な会計方針)、(重要な会計上の見積り)」に記載しております。

4 【経営上の重要な契約等】

相手方の名称	国名	契約内容	契約期間	対価の支払
日本たばこ産業株式会社	日本	研究開発及び販売に関する基本契約	2018年6月～ 期限の定めなし	
東レ株式会社	日本	経口そう痒症改善剤「レミッチカプセル」の血液透析患者におけるそう痒症を対象とする日本国内における共同開発及び販売権に関する契約	2005年3月～特許満了日 以後別途協議	契約一時金 他
日本たばこ産業株式会社				
Keryx Biopharmaceuticals, Inc.	米国	高リン血症治療剤「リオナ錠」の日本国内における独占的開発・商業化権に関するライセンス契約	2007年9月～特許満了日 以後別途協議	契約一時金 他
日本たばこ産業株式会社	日本			
ALK-Abello A/S	デンマーク	室内塵ダニアレルギー疾患を対象としたアレルゲン免疫療法薬等の日本国内における独占的開発・販売権に関する契約	2011年1月～ 期限の定めなし	契約一時金 他
日本たばこ産業株式会社	日本	JAK阻害剤「コレクテム軟膏」の皮膚外用製剤について、日本国内における今後の共同開発及び販売に関する契約	2016年10月～15年間又は 特許満了日のいずれか長い期間 以後1年毎更新	契約一時金 他
BioCryst Pharmaceuticals, Inc.	米国	血漿カリクレイン阻害剤「オラデオカプセル」について、日本国内における独占的販売権に関するライセンス契約	2019年11月～発売から10 年間又は特許満了日のい ずれか長い期間	契約一時金 他
日本たばこ産業株式会社	日本	アрил炭化水素受容体（AhR）モジュレーター「JTE-061」について、日本国内における共同開発及び販売に関する契約	2020年1月～15年間又は 特許満了日のいずれか長い期間 以後1年毎更新	契約一時金
Verrica Pharmaceuticals Inc.	米国	皮膚疾患治療薬「T0-208」について、伝染性軟属腫及び尋常性疣贅を対象とした日本国内における独占的開発・商業化権に関するライセンス契約	2021年3月～発売から10 年間又は特許満了日のい ずれか長い期間	契約一時金 他

なお、2023年1月に以下の契約を締結しております。

Nogra Pharma Limited	アイルランド	尋常性ざ瘡治療薬「NAC-GED-0507」について、尋常性ざ瘡を対象とした日本国内における独占的開発・商業化権に関するライセンス契約	2023年1月～発売から12 年間又は特許満了日のい ずれか長い期間	契約一時金 他
----------------------	--------	---	--	------------

5 【研究開発活動】

当社は、親会社であるJTと医薬事業の研究開発に係る機能分担を行っており、新規化合物の研究開発機能はJTに集中しております。また、当社は、JTと連携して新規導入品の探索及び開発も実施しております。

当事業年度の研究開発費の総額は1,661百万円です。

なお、研究（共同）開発・導入活動の主な進捗及び成果につきましては、以下のとおりです。

（皮膚疾患領域）

アリル炭化水素受容体（AhR）モジュレーター「JTE-061」（一般名：tapinarof）

- ・JTと日本国内における共同開発及び販売に関する契約を締結した「JTE-061」につきまして、2022年7月、日本国内で実施中の第 相臨床試験のうち、アトピー性皮膚炎患者を対象とした比較試験の速報結果を得ました。得られた速報結果では、有効性の主要評価項目について基剤に対する「JTE-061」の優越性が確認されました。また、安全性及び忍容性に関して、特に大きな問題は認められませんでした。今後、本試験と並行して実施中の他の臨床試験の成績等をもとに、日本国内における製造販売承認申請を目指します。
- ・「JTE-061」につきまして、2022年9月、日本国内で実施中の第 相臨床試験のうち、尋常性乾癬患者を対象とした比較試験の速報結果を得ました。得られた速報結果では、有効性の主要評価項目について基剤に対する「JTE-061」の優越性が確認されました。また、安全性及び忍容性に関して、特に大きな問題は認められませんでした。今後、本試験と並行して実施中の他の臨床試験の成績等をもとに、日本国内における製造販売承認申請を目指します。

皮膚疾患治療薬「T0-208」（Verrica Pharmaceuticals Inc. 開発番号：VP-102）

- ・Verrica Pharmaceuticals Inc. と日本国内における独占的開発・商業化権に関するライセンス契約を締結した「T0-208」につきまして、2022年7月、伝染性軟属腫を適応症とした日本国内における第 相臨床試験を開始しております。

尋常性ざ瘡治療薬「NAC-GED-0507」

- ・2023年1月、当社は、Nogra Pharma Limited（以下、「Nogra社」）と、Nogra社が開発を進めてきた「NAC-GED-0507」について、尋常性ざ瘡を対象とした日本国内における独占的開発・商業化権に関するライセンス契約を締結しました。本契約の締結により、日本国内における「NAC-GED-0507」の開発及び上市後の販売・プロモーション活動については当社が独占的に行うこととなります。

外用JAK阻害剤「コレクチム軟膏」（一般名：デルゴシチニブ、開発番号：JTE-052）

- ・JTと日本国内における共同開発及び販売に関する契約を締結した「コレクチム軟膏」につきまして、2023年1月、乳幼児アトピー性皮膚炎患者を対象とした第 相臨床試験の結果を反映し、添付文書を改訂しております。

第3 【設備の状況】

1 【設備投資等の概要】

当事業年度において、総額で662百万円の設備投資を行いました。

有形固定資産に係る設備投資は504百万円であり、主な内容は生産能力の維持向上を目的とする委託先の製造設備への投資です。また、無形固定資産に係る投資は158百万円であり、主な内容は業務の効率化等を目的とするソフトウェアへの投資です。

2 【主要な設備の状況】

2022年12月31日現在

事業所名 (所在地)	セグメント の名称	設備の内容	土地		建物	リース資産 帳簿価額 (百万円)	その他の 有形固定資 産帳簿価額 (百万円)	有形固定 資産帳簿 価額合計 (百万円)	従業 員数 (名)
			面積 (㎡)	帳簿価額 (百万円)	帳簿価額 (百万円)				
本社 (東京都中央区)	医薬品事業	統括業務	1,133	267	573		68	909	270 [28]
7支社計		販売業務			64		27	92	293 [6]
その他			1,772 (1,021)	76	214	944	45	1,281	
合計			2,905 (1,021)	344	852	944	140	2,282	563 [34]

- (注) 1. 従業員数のうち臨時従業員数は、[]内に期中の平均人員数を外数で記載しております。
2. 土地の面積の下端()内は借地面積を示し、上段の自己所有面積には含めておりません。
3. その他の有形固定資産帳簿価額合計の内訳は、構築物、機械及び装置、車両運搬具、工具、器具及び備品です。
4. 支社には営業所等の設備及び従業員を含めております。なお、支社は建物を賃借しており年間賃借料は155百万円です。
5. その他には委託先の製造設備等を含めております。

3 【設備の新設、除却等の計画】

(1) 重要な設備の新設等

該当事項はありません。

(2) 重要な設備の除却等

該当事項はありません。

第4 【提出会社の状況】

1 【株式等の状況】

(1) 【株式の総数等】

【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	54,000,000
計	54,000,000

【発行済株式】

種類	事業年度末現在 発行数(株) (2022年12月31日)	提出日現在 発行数(株) (2023年3月28日)	上場金融商品取引所 名又は登録認可金融 商品取引業協会名	内容
普通株式	28,800,000	28,800,000	東京証券取引所 プライム市場	単元株式数は100株です。
計	28,800,000	28,800,000		

(2) 【新株予約権等の状況】

【ストックオプション制度の内容】

該当事項はありません。

【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

【その他の新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金 増減額 (百万円)	資本金 残高 (百万円)	資本準備金 増減額 (百万円)	資本準備金 残高 (百万円)
1993年5月20日	4,800,000	28,800,000		5,190		6,416

(注) 発行済株式総数の増加は、普通株式1株を1.2株に分割したものです。

(5) 【所有者別状況】

2022年12月31日現在

区分	株式の状況(1単元の株式数100株)								単元未満 株式の状況 (株)
	政府及び 地方公共 団体	金融機関	金融商品 取引業者	その他の 法人	外国法人等		個人 その他	計	
					個人以外	個人			
株主数 (人)		17	22	97	168	3	3,606	3,913	
所有株式数 (単元)		35,112	11,093	160,208	51,393	13	29,901	287,720	28,000
所有株式数 の割合(%)		12.2	3.9	55.6	17.9	0.0	10.4	100.0	

(注) 1. 自己株式701,362株は「個人その他」の欄に7,013単元、「単元未満株式の状況」の欄に62株が含まれております。

2. 「その他の法人」の欄には、証券保管振替機構名義の株式が1単元含まれております。

(6) 【大株主の状況】

2022年12月31日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (千株)	発行済株式 (自己株式を除く。)の総数に 対する所有株式 数の割合 (%)
日本たばこ産業株式会社	東京都港区虎ノ門四丁目1番1号	15,398.8	54.80
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	東京都港区浜松町二丁目11番3号	2,037.7	7.25
立花証券株式会社	東京都中央区日本橋茅場町一丁目13番14号	965.8	3.43
株式会社日本カストディ銀行(信託口)	東京都中央区晴海一丁目8番12号	793.9	2.82
JEFFERIES LLC-SPEC CUST AC FBO CUSTOMER (常任代理人 シティバンク、エヌ・エイ東京支店)	520 MADISON AVENUE, NEW YORK, NY 10022 U.S.A. (東京都新宿区新宿六丁目27番30号)	560.0	1.99
MSIP CLIENT SECURITIES (常任代理人 モルガン・スタンレー MUFG証券株式会社)	25 CABOT SQUARE, CANARY WHARF, LONDON E14 4QA, U.K. (東京都千代田区大手町一丁目9番7号)	327.8	1.16
GOLDMAN SACHS INTERNATIONAL (常任代理人 ゴールドマン・サックス証券株式会社)	PLUMTREE COURT, 25 SHOE LANE, LONDON EC4A 4AU, U.K. (東京都港区六本木六丁目10番1号)	327.7	1.16
BNP PARIBAS LONDON BRANCH FOR PRIME BROKERAGE CLEARANCE ACC FOR THIRD PARTY (常任代理人 香港上海銀行東京支店)	10 HAREWOOD AVENUE LONDON NW1 6AA (東京都中央区日本橋三丁目11番1号)	300.7	1.07
BNYM SA/NV FOR BNYM FOR BNY GCM CLIENT ACCOUNTS M LSCB RD (常任代理人 株式会社三菱UFJ銀行)	ONE CHURCHILL PLACE, LONDON, E14 5HP UNITED KINGDOM (東京都千代田区丸の内二丁目7番1号)	290.7	1.03
鳥居薬品従業員持株会	東京都中央区日本橋本町三丁目4番1号	231.0	0.82
計		21,234.2	75.57

(注) 2022年8月17日付で公衆の縦覧に供されている大量保有報告書に係る変更報告書において、エフィッシモ キャピタル マネージメント ピーティーイー エルティーディーが2022年8月11日現在で以下の株式を所有している旨が記載されているものの、当社としては、2022年12月31日現在における実質所有状況の確認ができませんので、上記大株主の状況には含めておりません。

氏名又は名称	住所	保有株券等の数 (千株)	株券等保有割合 (%)
エフィッシモ キャピタル マネージメント ピーティーイー エルティーディー	260 ORCHARD ROAD #12-06 THE HEEREN SINGAPORE 238855	1,677.0	5.82

(7) 【議決権の状況】

【発行済株式】

2022年12月31日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式			
議決権制限株式(自己株式等)			
議決権制限株式(その他)			
完全議決権株式(自己株式等)	(自己保有株式) 普通株式 701,300		
完全議決権株式(その他)	普通株式 28,070,700	280,707	
単元未満株式	普通株式 28,000		
発行済株式総数	28,800,000		
総株主の議決権		280,707	

(注) 1. 「完全議決権株式(その他)」欄の普通株式には、証券保管振替機構名義の株式100株(議決権1個)が含まれております。

2. 「単元未満株式」欄の普通株式には、当社所有の自己株式62株が含まれております。

【自己株式等】

2022年12月31日現在

所有者の氏名 又は名称	所有者の住所	自己名義 所有株式数 (株)	他人名義 所有株式数 (株)	所有株式数 の合計 (株)	発行済株式 総数に対する 所有株式数 の割合(%)
(自己保有株式) 鳥居薬品株式会社	東京都中央区日本橋本町 三丁目4番1号	701,300		701,300	2.43
計		701,300		701,300	2.43

2 【自己株式の取得等の状況】

【株式の種類等】 会社法第155条第7号による普通株式の取得

(1) 【株主総会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(2) 【取締役会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(3) 【株主総会決議又は取締役会決議に基づかないものの内容】

区分	株式数(株)	価額の総額(円)
当事業年度における取得自己株式	309	915,617
当期間における取得自己株式	38	119,263

(注) 当期間における取得自己株式には、2023年3月1日から有価証券報告書提出日までの単元未満株式の買取りによる株式数は含めておりません。

(4) 【取得自己株式の処理状況及び保有状況】

区分	当事業年度		当期間	
	株式数(株)	処分価額の総額(円)	株式数(株)	処分価額の総額(円)
引き受ける者の募集を行った取得自己株式				
消却の処分を行った取得自己株式				
合併、株式交換、株式交付、会社分割に係る移転を行った取得自己株式				
その他 (譲渡制限付株式の付与)	6,552	20,999,160		
保有自己株式数	701,362		701,400	

(注) 当期間における保有自己株式数には、2023年3月1日から有価証券報告書提出日までの単元未満株式の買取りによる株式数は含めておりません。

3 【配当政策】

当社は、株主の皆様への適正な利潤の還元を経営の重要課題の一つと認識し、剰余金の配当につきましては、継続的かつ安定的に実施することを基本方針としております。

当社は、中間配当と期末配当の年2回の剰余金の配当を行うことを基本的な方針としております。これらの配当の決定機関は、中間配当は取締役会、期末配当は株主総会です。また、当社は、取締役会の決議により、中間配当を行うことができる旨を定款に定めております。

当事業年度の期末配当金につきましては、将来の事業成長を目指した中長期的な視野に立った投資や財務の状況等を勘案したうえで、株主還元の充実を図ることとし、2023年3月28日開催の第131回定時株主総会において、1株当たり76円と決議されました。この結果、年間配当金は、中間配当金24円を含め1株当たり100円となりました。

基準日が当事業年度に属する剰余金の配当は、以下のとおりです。

決議年月日	配当金の総額 (百万円)	1株当たり配当額 (円)
2022年7月29日 取締役会決議	674	24.00
2023年3月28日 定時株主総会決議	2,135	76.00

2023年度の配当につきましても、上記方針・考え方の下、1株当たり年間100円の配当を実施する予定です。

なお、株主還元につきましては、引き続き継続的かつ安定的な配当の実施を基本方針としつつ更なる充実を図る考えであり、今後、業績や投資の進捗等を勘案しながら中長期的なDOE（株主資本配当率）の向上に努め、将来的に同業他社と遜色のないDOE水準を目指してまいります。

4 【コーポレート・ガバナンスの状況等】

(1) 【コーポレート・ガバナンスの概要】

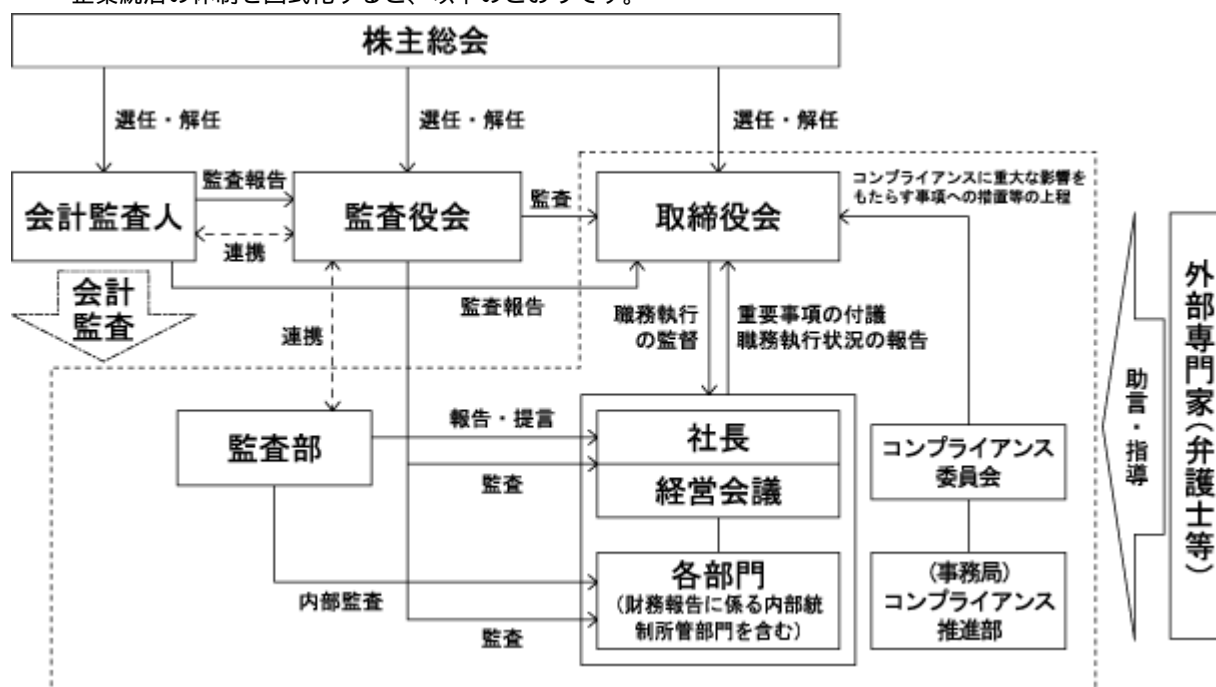
コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方

- ・当社におけるコーポレートガバナンスとは、企業理念である「鳥居薬品の志」及び経営の基本的考え方である「4Sモデル」のもと、当社の持続的な成長と中長期的な企業価値向上に向け、経営環境の変化に迅速かつ適切に対処し、公正かつ透明な経営を実行するための仕組みのことであります。
- ・当社は、コーポレートガバナンスの充実が、当社の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上につながるものと認識しております。
- ・当社は、親会社である日本たばこ産業株式会社のグループ運営の方針を尊重しつつ、上場企業としての経営の自主性・独立性を確保します。
- ・当社は、上記考え方にに基づき、「コーポレートガバナンスポリシー」を定め、実効的なコーポレートガバナンスの実現に取り組むものとしします。

企業統治の体制の概要及び当該体制を採用する理由

- ・当社は、会社法に基づく機関として、株主総会、取締役会、取締役会、監査役、監査役会、会計監査人を設置しております。
- ・当社は、経営の意思決定及び監督と業務執行の分離を目的として、執行役員制度を導入するとともに、業務執行に係る迅速な意思決定の観点から、適切な権限を執行役員に委譲しております。
- ・当社は、実効性のあるガバナンス体制の構築の観点から、経営会議、コンプライアンス委員会、コンプライアンス推進部、監査部を設置するとともに、独立社外取締役及び独立社外監査役を選任し、内部統制システムの構築に関する基本方針の運用・整備等を通じて、コーポレートガバナンスの充実を図ることが適切と判断しております。

企業統治の体制を図式化すると、以下のとおりです。



< 監査役・監査役会 >

当社は、監査役・監査役会を設置しております。監査役は、株主の負託を受けた独立の機関として、取締役会等の重要な会議への出席、代表取締役との定期会合、会計監査人や監査部との連携等により実効的に監査を実施しております。また、監査役会は、専門的知見を有する社外監査役を含めた監査役3名（うち社外監査役2名）により構成されており、相互に知識、情報の共有や意見交換を行うことにより、中立的な立場から客観性の高い監査の実施に努めております。

（監査役会構成員の氏名等）

議長：常勤監査役 山本賢

構成員：社外監査役 出雲栄一、社外監査役 松村卓治

<取締役会>

取締役会は、独立した客観的な立場から経営に対する実効性の高い監督を行うため、過半数を独立社外取締役とする、3名（うち社外取締役2名）の取締役で構成されております。原則毎月1回開催していますが、必要に応じて機動的に開催しております。取締役会は、法令及び定款に定められた事項並びに重要な事項の決定、取締役の職務の執行の監督を行い、また、代表取締役から職務執行状況の報告を受けております。

（取締役会構成員の氏名等）

議長：社外取締役 鳥養雅夫、社外取締役 福岡敏夫

当社の取締役会の議長は、非業務執行取締役としております。なお、取締役会が2名以上の非業務執行取締役を含み組織される場合には、非業務執行取締役の互選により、取締役会の議長を選定します。

構成員：代表取締役社長 松田剛一

<経営会議>

経営会議は、代表取締役及び執行役員6名で構成され、原則毎週1回開催し、業務全般にわたる経営方針及び基本計画に関する事項等を中心に、経営上の重要事項に関する審議を行っております。

（経営会議構成員の氏名等）

議長：代表取締役社長 松田剛一

構成員：常務執行役員 掛江敦之、常務執行役員 藤原勝伸、常務執行役員 近藤紳雅、

執行役員 角南正記、執行役員 西野範昭

<コンプライアンス委員会>

コンプライアンス委員会は、取締役及びグループリーダーの8名で構成され、コンプライアンスの推進状況等を把握し、コンプライアンスの推進に関する重要事項を審議・決定しますが、重大なコンプライアンス違反又はそのおそれがあると認められる行為に対する所要の措置等については取締役会に上程することとしております。

（コンプライアンス委員会構成員の氏名等）

委員長：代表取締役社長 松田剛一

構成員：社外取締役 鳥養雅夫、社外取締役 福岡敏夫、常務執行役員 掛江敦之、

常務執行役員 藤原勝伸、常務執行役員 近藤紳雅、執行役員 角南正記、

執行役員 西野範昭

<コンプライアンス推進部>

コンプライアンス推進部は、13名の専担者ほか、各部門に配置しているコンプライアンス推進担当者14名の兼務者で構成され、法令等の遵守を徹底するほか、取締役及び使用人が共有すべき価値観、倫理観及び遵守すべき規準を記載した指針等を作成・配付のうえ積極的かつ継続的に教育・啓発活動を行っております。

<監査部>

監査部は、6名で構成され、社長直属の組織として客観的な観点から、重要性及びリスクを考慮して、経営活動全般にわたる管理・運営の制度及び業務執行状況を検討評価し、社長に対して、その結果に基づく情報の提供並びに改善等の提言を行っております。

<会計監査人>

当社は、有限責任監査法人トーマツとの間で、監査契約（公認会計士法第2条第1項に基づく監査証明業務）を締結しております。

イ．内部統制システムの整備の状況

- ・当社におけるコーポレートガバナンスとは、企業理念である「鳥居薬品の志」及び経営の基本的考え方である「4Sモデル」のもと、当社の持続的な成長と中長期的な企業価値向上に向け、経営環境の変化に迅速かつ適切に対処し、公正かつ透明な経営を実行するための仕組みのことであります。
- ・当社は、コーポレートガバナンスの充実が、当社の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上につながるものと認識しております。
- ・当社は、親会社である日本たばこ産業株式会社のグループ運営の方針を尊重しつつ、上場企業としての経営の自主性・独立性を確保します。
- ・当社は、上記考え方に基づき、実効性のあるガバナンス体制の構築の観点から、内部統制システムの構築に関する基本方針の運用・整備に努めるものとします。

a．取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

<コンプライアンス体制>

当社は、コンプライアンスの推進を重要な経営課題の一つとして認識し、その実効性を高めるため、コンプライアンス体制に関する規則を整備し、取締役会に直結する機関として、取締役及びグループリーダーで構成し監査役も出席するコンプライアンス委員会（委員長は社長）を設置し、また、全社に関するコンプライアンス推進活動を所管するコンプライアンス推進部を設置します。

- ・コンプライアンス委員会は、コンプライアンスの推進状況を把握し、コンプライアンスの推進に関する重要事項を審議・決定しますが、重大なコンプライアンス違反又はそのおそれがあると認められる行為に対する所要の措置等については取締役会に上程します。
- ・コンプライアンス推進部は、法令等の遵守を徹底するほか、取締役及び使用人が共有すべき価値観、倫理観及び遵守すべき規準を記載した指針等を作成・配付のうえ積極的かつ継続的に教育・啓発活動を行います。
- ・法令違反等の事実又はそのおそれを早期に認識するため、社内及び社外に通報窓口等を設置し、通報があった場合には調査を行い、必要な措置を講じます。

<財務報告の信頼性を確保するための体制>

金融商品取引法等に基づき、財務報告に係る内部統制システムを整備・運用するとともに、これを評価・報告する体制を構築します。

なお、監査部と財務報告に係る内部統制所管部門は、会計監査人と協議のうえ年間計画等を作成し、進捗管理を行うことで連携を図ります。

<内部監査体制>

内部監査については、監査部が所管し、社長直属の組織として客観的な観点から、重要性及びリスクを考慮して、経営活動全般にわたる管理・運営の制度及び業務執行状況を検討評価し、社長に対して、その結果に基づく情報の提供並びに改善等の提言を行います。また、監査部は、内部監査計画・実績の共有や意見交換の場等を通じて、会計監査人及び取締役（独立社外取締役を含む）との連携を行います。

<適時開示体制>

金融商品取引法等の規定に基づく情報開示については、原則として、経営企画部が所管し、取締役会又は社長若しくは情報統括管理責任者（企画・支援グループリーダー）の承認を得て公表を行います。

<独立社外取締役のみの会合等>

独立社外取締役は、情報交換・認識共有を図るため、独立社外取締役のみの会合を行うとともに、取締役会以外の場で、その他取締役との意見交換等を行います。

<会計監査人との会合等>

会計監査人による適正な監査を担保するため、会計監査人と代表取締役及び独立社外取締役等との会合等を行います。

<その他>

職務の執行に係る重要な案件を決定する場合は、必要に応じて外部の専門家（弁護士等）に相談し、適法性を確保します。

b. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

株主総会議事録、取締役会議事録、職務の執行に係る決裁文書その他の重要な情報について、法令及び情報管理・文書管理等に関する社内規則に従い、適切な取り扱いを行います。

c. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ・常にリスク情報を収集し、危機の早期発見に努めるとともに、平時より損失の最小化を図るために、物理的対策、教育等による人的対策、保険による損失の転嫁を含め不断の危機対策を行います。
- ・より実効的な危機管理を行うために、危機管理に関する包括的規則及び個別危機事象に対する対応規則・マニュアル等の制定及び継続的な見直しを行います。
- ・危機の早期認識のため緊急連絡体制を整備し、危機発生に際しては、危機管理に関する規則に基づき緊急対策本部を立ち上げ、緊急対策本部長に当該危機に対応する意思決定権限を持たせる体制とします。

d. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

<取締役会>

- ・取締役会は、原則毎月1回開催しますが、必要に応じて機動的に開催します。
- ・取締役会は、法令及び定款に定められた事項並びに重要な事項の決定、取締役の職務の執行の監督を行い、また、代表取締役から職務執行状況の報告を受けます。

<権限委譲と責任体制>

- ・経営会議は、原則毎週1回開催し、業務全般にわたる経営方針及び基本計画に関する事項等を中心に、経営上の重要事項に関する審議を行います。
- ・社内規則に基づき、取締役の職務の執行が効率的に行われるために適切と考えられる組織を設け、職制を配置し、権限を業務執行者に付与し、円滑な業務運営を図ります。

e. 株式会社並びにその親会社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

- ・当社と親会社であるJT（うち医薬事業部門）とは、医薬品に関する製品及びサービスにおいて、各々の強みを生かし、当社は主に製造と販売の機能を担っており、親会社は研究開発の機能を担っています。この機能分担は、当社の企業理念を実現するうえで最適化を図るためのものであり、この機能分担により一定の独立関係を確保しつつ、かつ協力関係を保ちながら、適正に業務を遂行します。
- ・主要株主との取引は、社内規程に基づき、取締役会等において決定し、年間の取引実績を取締役に報告します。なお、主要株主との取引等に係る決定を行う場合には、必要に応じて、外部の有識者から見解を入手したうえ、主要株主と利害関係を有しない社外役員に意見を求める等の措置を講じます。

f. 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する体制並びに当該使用人の取締役からの独立性及び監査役の当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

監査役にその職務を補助すべき使用人が必要な場合は、監査業務の専門性、当該使用人の取締役からの独立性及び監査役の当該使用人に対する指示の実効性の確保に配慮し、当該使用人の人材選定にあたり監査役会と協議します。

なお、監査役員の員数等を勘案し、監査役会と協議した結果、監査役を補助すべき使用人を配置しております。監査役の監査業務補助については監査部が、また監査役の事務的補助については人事総務部が担当し、監査役の指示・命令の下、会社からの指揮を受けることなく業務を行います。

g. 取締役及び使用人が監査役会又は監査役に報告をするための体制その他の監査役会又は監査役への報告に関する体制

取締役及び使用人が会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実を発見した場合に、当該事実が、速やかに監査役に伝わるよう、以下の体制とします。

- ・ 監査役は、取締役会のほか、経営会議等の重要な会議に出席できます。
- ・ 監査役から重要な文書の閲覧、実地調査、報告を求められたときは、迅速かつ適切に対応します。なお、監査役からの求めにより、取締役は毎年度末に職務執行状況に関する確認書を提出します。
- ・ 情報交換及び意思疎通を図るため、監査役と代表取締役との定期会合及び他の取締役（独立社外取締役を含む）、執行役員、部門長等と面談をする機会を確保します。
- ・ 監査部は、監査計画の策定とその計画に基づいた監査実施活動について監査役と連携を図るとともに、監査役に対し業務監査結果等の報告を行います。
- ・ コンプライアンス推進部は、監査役に対して、内部通報の状況等を定期的に報告します。

h. 監査役への報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

監査役へ報告をしたことを理由として不利な取扱いを行わないことについて周知徹底します。

i. 監査役職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

監査役が費用の前払い等を請求したときは、当該請求に係る費用又は債務が当該監査役職務の執行に必要なと認められた場合を除き、速やかに当該費用又は債務を処理します。

また、監査にかかる諸費用については、監査の実効を担保すべく予算を措置します。

j. その他監査役職務の執行が実効的に行われることを確保するための体制

監査役と会計監査人は、定期あるいは随時に会合を行い、監査報告書の説明、監査計画等について情報交換等を行い、連携を図ります。

k. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方と整備状況

当社は、良き企業市民として、より良き社会の実現のため、「市民社会の秩序又は安全に脅威を与える反社会的勢力・団体との関係を排除するとともに、断固として対決する」「これらの活動を助長するような行為を行わない」「トラブル等が発生した場合は会社をあげて立ち向かう」旨を周知徹底します。

社内体制としては、各拠点に担当者を配置し、研修受講のほか、随時、関係行政機関や顧問弁護士等との連携を図ります。また、適切な対応を行うために「対応マニュアル」を定め、常時閲覧可能とします。

ロ. 責任限定契約の内容の概要

当社は、取締役 鳥養雅夫氏及び福岡敏夫氏並びに監査役 山本賢氏、出雲栄一氏及び松村卓治氏との間で、当社定款の定めに基づき、会社法第423条第1項の責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が定める額です。

ハ. 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が負担することとなる損害（被保険者の業務につき行った行為に起因して、保険期間中に被保険者に対して損害賠償請求がなされたことにより、被保険者が被る損害（法律上の損害賠償金及び争訟費用）を指します。）を当該保険により補填することとしております。ただし、法令に違反することを被保険者が認識しながら行った行為に起因する損害賠償請求の場合等、一定の免責事由があるほか、一定の免責金額が定められております。当該保険契約の被保険者は、当社の取締役、監査役及び執行役員であり、すべての被保険者について、その保険料を全額当社が負担しております。

取締役の選任の決議要件

当社は、取締役の選任決議について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う旨を定款に定めております。また、取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする旨も定款に定めております。

株主総会決議事項を取締役会で決議できることとした事項

イ．自己株式の取得

当社は、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって自己の株式を取得することができる旨を定款に定めております。これは、機動的な資本政策の遂行を可能とすることを目的とするものです。

ロ．中間配当

当社は、会社法第454条第5項の規定により、取締役会の決議によって毎年6月30日を基準日として中間配当を行うことができる旨を定款に定めております。これは、株主への機動的な利潤の還元を行うことを目的とするものです。

株主総会の特別決議要件

当社は、会社法第309条第2項に定める株主総会の特別決議要件について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う旨を定款に定めております。これは、株主総会における特別決議の定足数を緩和することにより、株主総会の円滑な運営を行うことを目的とするものです。

会社と特定の株主の間で利益が相反するおそれがある取引を行う場合に株主（当該取引の当事者である株主を除く。）の利益が害されることを防止するための措置

当社は、株主との取引等を行う際におきましては、他社との取引等と同様に、適正な価格水準、取引条件等により行っております。

(2) 【役員の状況】

役員一覧

男性6名 女性0名 (役員のうち女性の比率0.0%)

役職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (株)
代表取締役 社長	松田 剛一	1967年2月13日生	1990年4月 日本たばこ産業株式会社入社 2009年1月 同社食品事業本部飲料事業部 企画部長 2009年6月 ジェイティ飲料株式会社 取締役 2010年7月 日本たばこ産業株式会社飲料事業部 企画部長 2012年7月 同社飲料事業部 調査役 2012年7月 株式会社ジャパンビバレッジホールディングス 取締役執行役員 2013年6月 日本たばこ産業株式会社執行役員 飲料事業部長 2013年6月 ジェイティ飲料株式会社 取締役 2016年1月 日本たばこ産業株式会社執行役員 医薬事業副部長 2017年1月 同社医薬事業部 顧問 2017年3月 当社取締役 医薬営業副グループリーダー兼営業企画部長 2019年3月 当社代表取締役社長(現)	(注)6	15,300
取締役	鳥養 雅夫	1963年1月7日生	1994年4月 弁護士登録(第一東京弁護士会) 1994年4月 桃尾・松尾・難波法律事務所入所 2000年9月 ニューヨーク州弁護士登録 2002年1月 桃尾・松尾・難波法律事務所パートナー(現) 2010年6月 当社監査役 2013年6月 当社取締役(現)	(注)6	1,100
取締役	福岡 敏夫	1954年4月8日生	1979年4月 東京国税局 採用 2015年7月 川崎北税務署長 退官 2015年8月 税理士登録、福岡敏夫税理士事務所設立 代表 (現) 2016年3月 当社監査役 2016年6月 富士古河E & C株式会社 社外監査役(現) 2018年3月 当社取締役(現)	(注)7	1,200
常勤 監査役	山本 賢	1965年8月4日生	1984年4月 日本専売公社(現、日本たばこ産業株式会社)入社 2005年4月 同社医薬事業部事業企画部 調査役 2016年1月 同社医薬事業部事業管理部 調査役 2016年3月 当社経理部長 2017年1月 当社理事 経理部長 2018年3月 当社執行役員 経理部長 2019年10月 当社執行役員 財務経理部長 2020年3月 当社監査役(現)	(注)8	1,224
監査役	出雲 栄一	1973年1月2日生	1995年4月 監査法人トーマツ(現、有限責任監査法人トーマツ)入社 1998年4月 公認会計士登録 2010年7月 有限責任監査法人トーマツ パートナー 2015年2月 出雲公認会計士事務所設立 代表(現) 2015年6月 株式会社ベネッセホールディングス 社外監査役 (現) 2016年3月 当社監査役(現) 2020年9月 レーザーテック株式会社 社外監査役(現)	(注)8	100
監査役	松村 卓治	1970年3月11日生	2000年10月 弁護士登録(東京弁護士会) 2002年6月 新東京法律事務所(事務所統合により、後にピンガム・坂井・三村・相澤法律事務所(外国法共同事業))入所 2010年4月 ピンガム・坂井・三村・相澤法律事務所(外国法共同事業) パートナー 2015年4月 事務所統合により、アンダーソン・毛利・友常法律事務所(現、アンダーソン・毛利・友常法律事務所 外国法共同事業) パートナー(現) 2017年4月 株式会社プロボライフグループ 社外監査役(現) 2018年3月 当社監査役(現) 2022年6月 株式会社文化放送 監査役(現)	(注)9	
計					18,924

- (注) 1. 取締役 鳥養 雅夫、福岡 敏夫は、社外取締役です。
2. 監査役 出雲 栄一、松村 卓治は、社外監査役です。
3. 当社は、法令に定める取締役の員数を欠くことになる場合に備え、会社法第329条第3項に定める補欠取締役1名を選任しております。補欠取締役の略歴は以下のとおりです。

氏名	生年月日	略歴		所有株式数 (株)
近藤 紳雅	1968年9月28日生	1992年4月 2012年7月 2015年10月 2016年1月 2016年3月 2019年3月 2019年10月 2020年3月	日本たばこ産業株式会社入社 同社CSR推進部長 同社医薬事業部事業企画部 調査役 同社医薬事業部事業管理部 調査役 当社経営企画部長 当社執行役員 企画・支援グループリーダー兼 経営企画部長 当社執行役員 企画・支援グループリーダー 当社常務執行役員 企画・支援グループリーダー (現)	3,292

4. 当社は、法令に定める監査役の員数を欠くことになる場合に備え、会社法第329条第3項に定める補欠監査役2名を選任しております。補欠監査役の略歴は以下のとおりです。なお、熊野 尚は社外監査役の補欠の監査役であり、中山 和紀は監査役 山本 賢の補欠の監査役です。

氏名	生年月日	略歴		所有株式数 (株)
熊野 尚	1954年8月14日生	1974年4月 2005年7月 2015年7月 2015年8月	仙台国税局 採用 東京国税局調査第一部国際調査課国際専門官 麻布税務署 特別国税調査官 退官 税理士登録、熊野尚税理士事務所設立 代表 (現)	
中山 和紀	1970年8月27日生	1994年4月 2009年3月 2016年1月 2022年4月	日本たばこ産業株式会社入社 同社医薬事業部 国際企画部 次長 同社医薬事業部 事業開発部 部長 同社医薬事業部 事業開発部長(現)	

5. 当社は、業務執行における意思決定の迅速化を図るために執行役員制度を導入しております。執行役員は以下の5名です。

役名	職名	氏名
常務執行役員	価値創造グループリーダー (兼)事業開発部長	掛江 敦之
常務執行役員	医薬営業グループリーダー	藤原 勝伸
常務執行役員	企画・支援グループリーダー	近藤 紳雅
執行役員	生産グループリーダー	角南 正記
執行役員	信頼性保証グループリーダー	西野 範昭

6. 2022年12月期に係る定時株主総会の終結の時から2023年12月期に係る定時株主総会の終結の時まで
7. 2021年12月期に係る定時株主総会の終結の時から2023年12月期に係る定時株主総会の終結の時まで
8. 2019年12月期に係る定時株主総会の終結の時から2023年12月期に係る定時株主総会の終結の時まで
9. 2021年12月期に係る定時株主総会の終結の時から2025年12月期に係る定時株主総会の終結の時まで

社外役員の状況

当社は、取締役会の監督機能の強化を図ることを目的として社外取締役を2名選任しており、また、中立的な立場から客観性の高い監査を実施していただくことを目的として社外監査役を2名選任しております。

社外取締役である鳥養雅夫氏は桃尾・松尾・難波法律事務所のパートナーです。なお、当社と当該事務所又は社外取締役個人との間に特別な利害関係はありません。また、社外取締役である福岡敏夫氏は福岡敏夫税理士事務所の代表です。なお、当社と当該事務所又は社外取締役個人との間に特別な利害関係はありません。

社外監査役である出雲栄一氏は出雲公認会計士事務所の代表です。なお、当社と当該事務所又は社外監査役個人との間に特別な利害関係はありません。また、社外監査役である松村卓治氏はアンダーソン・毛利・友常法律事務所外国法共同事業のパートナーです。なお、当社と当該事務所又は社外監査役個人との間に特別な利害関係はありません。

社外取締役又は社外監査役の選任にあたっては、候補者の有する専門性及び会社法に規定する要件等を勘案し、候補者としております。また、東京証券取引所が開示を求める社外役員の独立性に関する事項も考慮しており、社外取締役である鳥養雅夫氏及び福岡敏夫氏、社外監査役である出雲栄一氏及び松村卓治氏を同取引所に独立役員として届け出ております。なお、社外取締役又は社外監査役を選任するための当社独自の独立性に関する基準又は方針は定めておりません。

社外取締役又は社外監査役による監督又は監査と内部監査、監査役監査及び会計監査との相互連携並びに内部統制部門との関係

社外取締役又は社外監査役による監督又は監査のサポート体制として、経営企画部を窓口として、各部門が連携して、社外取締役及び社外監査役に対して、必要となる情報・資料の提供を行うほか、取締役会以外の重要な会議に出席できることとしております。

独立社外取締役は、情報交換・認識共有を図るため、独立社外取締役のみの会合を行うとともに、取締役会以外の場で、その他取締役との意見交換等を行っております。また、会計監査人との会合も行っております。

(3) 【監査の状況】

監査役監査の状況

a. 組織・人員

監査役会は、常勤監査役1名、社外監査役2名の計3名で構成されております。

常勤監査役である山本賢氏は、経理業務を中心とした業務の経験を重ねており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。社外監査役である出雲栄一氏は、公認会計士として高度な専門知識と豊富な経験を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。社外監査役である松村卓治氏は、弁護士として高度な専門知識と豊富な経験を有しております。

なお、現在、監査役及び監査役会の専従スタッフは配置しておりませんが、監査業務は監査部が、事務的業務は人事総務部が、監査役の指示・命令の下、会社からの指揮を受けることなく補助する体制としております。

b. 監査役会の活動状況

監査役会は、原則として毎月1回開催するほか、必要に応じて臨時に開催することとしており、当事業年度においては14回開催いたしました。なお、監査役会への各監査役の出席率は100%でした。

<各監査役の監査役会への出席状況>

役職	氏名	出席回数
常勤監査役	山本 賢	14回/14回(出席率 100%)
社外監査役	出雲 栄一	14回/14回(出席率 100%)
社外監査役	松村 卓治	14回/14回(出席率 100%)

監査役会では、監査方針・監査計画の策定、内部統制システム構築・運用状況の確認のほか、監査報告書の作成、会計監査人の監査の方法及び結果の相当性等を検討しております。また、当事業年度における重点項目として、2022年2月に策定した新企業理念及び中長期事業ビジョンの周知・浸透に向けた取組み状況、「中期経営計画2022-2024」の進捗状況及び「中期経営計画2023-2025」の策定、親会社との取引条件、コンプライアンス活動の推進状況について監査いたしました。

c. 監査役の主な活動

監査役は、取締役会及び経営会議、その他重要な会議に出席し、取締役による経営判断の適法性・妥当性を確認するとともに、取締役及び執行役員から職務の執行状況を聴取し、必要に応じて意見表明を行っております。なお、取締役会への各監査役の出席率は100%でした。

<各監査役の取締役会への出席状況>

役職	氏名	出席回数
常勤監査役	山本 賢	9回/9回(出席率 100%)
社外監査役	出雲 栄一	9回/9回(出席率 100%)
社外監査役	松村 卓治	9回/9回(出席率 100%)

また、監査役は、代表取締役社長及び社外取締役、執行役員との会合を定期的に行い率直な意見交換を行っており、会計監査人に対しては、独立の立場を保持し、かつ適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに会合を定期的に行い、監査計画、監査結果及び監査上の主要な検討事項(KAM:Key Audit Matters)の検討状況等の報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

常勤監査役は、常勤者としての特性を踏まえ、監査環境の整備及び社内の情報の収集に積極的に努め、重要な決裁書類等の閲覧、監査部との定期的な情報・意見交換、部門長からの業務執行状況の聴取、主要な事業所への往査等により、内部統制システムの構築・運用の状況を日常的に監視・検証するとともに、随時、社外監査役と情報の共有及び意思の疎通を図っております。

内部監査の状況

当社の内部監査については、監査部が所管しております。監査部は6名で構成され、社長直属の組織として客観的な観点から、重要性及びリスクを考慮して、経営活動全般にわたる管理・運営の制度及び業務執行状況を検討評価し、社長に対して、その結果に基づく情報の提供並びに改善等の提言を行っております。また、監査部は、内部監査計画・実績の共有や意見交換の場等を通じて、会計監査人及び取締役（独立社外取締役を含む）との連携を行っております。

監査部は、監査計画の策定とその計画に基づいた監査実施活動について監査役と連携を図るとともに、監査役に対し業務監査結果等の報告を行っております。

監査部と財務報告に係る内部統制所管部門は、会計監査人と協議のうえ年間計画等を作成し、進捗管理を行うことで連携を図っております。また、監査部及び会計監査人は財務報告に係る内部統制所管部門から内部統制に係る情報等の提供を受け適正な監査を行っております。監査役は会計監査人や監査部及び財務報告に係る内部統制所管部門と連携を図ることにより、十分な監督を行っております。

会計監査の状況

a. 監査法人の名称

有限責任監査法人トーマツ

b. 継続監査期間

1999年以降

c. 業務を執行した公認会計士

武井 雄次氏

池田 徹氏

d. 監査業務に係る補助者の構成

当社の会計監査業務に係る補助者は、公認会計士7名、その他18名です。

e. 監査法人の選定方針と理由

監査役会は、「会計監査人の評価及び選定基準」を策定し、これに基づき、会計監査人が独立性及び必要な専門性を有すること、監査体制が整備されていること、監査範囲、監査スケジュールなど具体的な監査計画並びに監査報酬が合理的かつ妥当であることを確認し、監査実績などを踏まえたうえで、会計監査人を総合的に評価し、選定について判断しております。その結果、有限責任監査法人トーマツを当社の適正な監査を行ううえで適任であると判断し、選定いたしました。

なお、監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に該当すると認められるときや、当社にとってより適切な監査体制の整備が必要と判断されるときには、会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定し、取締役会は、当該決定に基づき、当該議案を株主総会に提出いたします。

f. 監査役及び監査役会による監査法人の評価

監査役及び監査役会は、会計監査人に対して評価を行っております。この評価については、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（2005年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。その結果、監査の方法及び結果は相当であると認めました。

監査報酬の内容等

a. 監査公認会計士等に対する報酬

区分	前事業年度		当事業年度	
	監査証明業務に基づく報酬(百万円)	非監査業務に基づく報酬(百万円)	監査証明業務に基づく報酬(百万円)	非監査業務に基づく報酬(百万円)
提出会社	38		38	
計	38		38	

b. 監査公認会計士等と同一のネットワーク（デロイトトーマツグループ）に属する組織に対する報酬（a.を除く）

区分	前事業年度		当事業年度	
	監査証明業務に基づく報酬(百万円)	非監査業務に基づく報酬(百万円)	監査証明業務に基づく報酬(百万円)	非監査業務に基づく報酬(百万円)
提出会社		8		9
計		8		9

（注）当社における非監査業務の内容は、事業戦略アドバイザー業務及び税務アドバイザー業務です。

c. その他重要な報酬の内容

該当事項はありません。

d. 監査報酬の決定方針

当社の監査公認会計士等の監査報酬の額につきましては、監査公認会計士等から提示された監査計画及び監査報酬見積資料に基づき、当社の事業規模、特性、過年度における監査時間の計画実績比較等も含め、これらを総合的に勘案のうえ、決定しております。

e. 監査役会が会計監査人の報酬等に同意した理由

監査役会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、取締役、社内関係部門及び会計監査人からの必要な資料の入手や報告の聴取を通じて、会計監査人の監査計画の内容、従前の事業年度における職務執行状況や報酬見積もりの算出根拠等を確認し、検討した結果、会計監査人の報酬等につき、会社法第399条第1項の同意を行っております。

(4) 【役員の報酬等】

役員の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針に係る事項

当社は、取締役会において、取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針（以下、「決定方針」）を定めております。

当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等については、取締役の月額報酬額及び業績等に基づく賞与額を取締役会から委任を受けた代表取締役社長である松田剛一が、取締役（社外取締役を除く。）に対する譲渡制限付株式報酬を取締役会がそれぞれ決定しております。取締役会としては、2021年3月25日開催の取締役会決議に基づく決定方針の手続きを経て取締役の個人別の報酬等が決定されていることから、その内容が当該決定方針に沿うものであると判断しております。

有価証券報告書提出日（2023年3月28日）現在の決定方針の概要は以下のとおりです。

<取締役の報酬について>

- ・取締役の報酬については、役位別に報酬額を定めておりますが、外部機関による報酬調査などの客観的なデータや当社社員の報酬水準とのバランス等を考慮し、報酬水準の決定を行います。また、持続的な成長と中長期的な企業価値向上に向けたインセンティブとなるよう月額報酬、賞与及び譲渡制限付株式報酬の割合について決定を行います。
- ・2007年6月21日開催の第115回定時株主総会での決議により、取締役の賞与を含めた報酬額は年額300百万円以内となっております。なお、決議当時の対象取締役は5名となります。
また、これとは別枠で、2018年3月28日開催の第126回定時株主総会での決議により、ストックオプション制度に代えて譲渡制限付株式報酬制度を導入することとし、取締役（社外取締役を除く。）に対する譲渡制限付株式の付与のための報酬額は年額66百万円以内となっております。なお、決議当時の対象取締役は8名となります。
- ・業務執行取締役の報酬は、役位別に月額報酬と賞与で構成します。
- ・当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えるとともに、株主との一層の価値共有を進めることを目的として、取締役（社外取締役を除く。）は譲渡制限付株式報酬制度の対象としております。
- ・非業務執行取締役の報酬は、業務執行からの独立性を確保する観点から役位別の月額報酬のみとします。

<業務執行取締役の賞与について>

- ・賞与は、個人評価反映部分（月額報酬を基準額とし2を乗じ、個人評価の結果により ± 1 ）と、業績（売上高、研究開発費控除前の営業利益の期初計画に対する当該事業年度終了後の達成率）に連動する部分（月額報酬を基準額として2を乗じ、業績の達成度により ± 2 ）で構成します。）
- ・賞与の業績連動部分の指標として、売上高、研究開発費控除前の営業利益を指標とした理由は、売上高、営業利益は、業績結果が直接反映される経営指標であるとともに、「VISION2030」のターゲットである「過去最高の売上高を更新」、「過去最高益更新を射程に入れる」と連動していること、研究開発費控除前の営業利益は、「中期経営計画2023-2025」で掲げている指標と連動していることからです。
- ・賞与計算式については、以下のとおりです。
- ・個人評価反映部分（役位別月額報酬に基づく賞与基準額 \times 個人評価結果に基づく係数（1～3））+業績連動部分（役位別月額報酬に基づく賞与基準額 \times 事業年度の売上高計画に対する当該事業年度終了後の達成率に応じた係数（0～2.0）+役位別月額報酬に基づく賞与基準額 \times 事業年度の研究開発費控除前の営業利益（計画）に対する当該事業年度終了後の達成率に応じた係数（0～2.0））

・当事業年度における業績連動賞与に係る指標の目標と実績は、以下のとおりです。

評価指標	評価基準	評価割合 (%)	目標 (億円)	実績 (億円)
売上高	売上高の目標に対する当事業年度終了後の達成度 (437億円未満～527億円以上)	50.0	482	488
研究開発費控除前の営業利益	研究開発費控除前の営業利益の目標に対する当事業年度終了後の達成度 (45.3億円未満～90.3億円以上)	50.0	67.8	72.0

当事業年度における業績連動賞与については、売上高、研究開発費控除前の営業利益の期初計画に対する当該事業年度終了後の達成度を指標としておりました。

<取締役の個人別の報酬等の具体的な金額の決定方法について>

取締役の月額報酬額及び業績等に基づく賞与額については、2007年6月21日開催の第115回定時株主総会で承認された報酬額の範囲内で、上述の決定方針等に基づき、個人別に決定することとし、その具体的な金額及び支給時期については、当社社員の報酬水準とのバランス等を考慮する必要があること、代表取締役社長が業務執行取締役及び執行役員の個人評価を行うことから代表取締役社長である松田剛一に一任することとします。なお、当該決定が適切に行われるよう、事前に独立社外取締役に説明し、承認を得ることとします。

<取締役に対する譲渡制限付株式の付与のための報酬の決定方法について>

取締役（社外取締役を除く。）に対する譲渡制限付株式報酬については、2018年3月28日開催の第126回定時株主総会で承認された内容に基づき、各対象取締役への具体的な支給時期及び配分を取締役会において決定します。

なお、当該譲渡制限付株式報酬は、取締役会決議に基づいて支給される譲渡制限付株式に係る金銭債権の全部を現物出資財産として払込むことにより、当社の普通株式を付与するものです。譲渡制限期間は、3年間から20年間までの間で取締役会が予め定める期間であり、退任等（正当な理由がある場合を除く。）、一定の事由に該当した場合は、付与した株式を当社が無償で取得します。

<監査役の報酬について>

- ・監査役の報酬は、常勤・非常勤別に月額報酬のみとし、監査役の協議により決定します。
- ・2007年6月21日開催の第115回定時株主総会での決議により、監査役の報酬額は年額72百万円以内となっております。なお、決議当時の対象監査役は4名となります。

提出会社の役員区分ごとの報酬等の総額、報酬等の種類別の総額及び対象となる役員の員数

役員区分	報酬等の総額 (百万円)	報酬等の種類別の総額 (百万円)			対象となる 役員の員数 (名)
		基本報酬	業績連動報酬 等（賞与）	非金銭報酬等 （譲渡制限付 株式報酬）	
取締役 (社外取締役を除く。)	59	37	12	8	1
社外取締役	24	24			2
計	83	61	12	8	3
監査役 (社外監査役を除く。)	22	22			1
社外監査役	21	21			2
計	44	44			3

提出会社の役員ごとの報酬等の総額等

報酬等の総額が1億円以上である者が存在しないため、記載しておりません。

使用人兼務役員の使用人給与のうち、重要なもの

該当事項はありません。

(5) 【株式の保有状況】

投資株式の区分の基準及び考え方

当社は、保有目的が純投資目的である投資株式と純投資目的以外の目的である投資株式について、専ら株式の価値の変動又は株式に係る配当によって利益を受けることを目的として保有する株式を純投資目的である投資株式に、それ以外を純投資目的以外の目的である投資株式に区分しています。

保有目的が純投資目的以外の目的である投資株式

a. 保有方針及び保有の合理性を検証する方法並びに個別銘柄の保有の適否に関する取締役会等における検証の内容

当社は、当社の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に資すると判断した場合には、政策保有株式として株式を保有します。取締役会は、保有先企業との取引状況や保有先企業の財務指標、株価、株価指標、配当等を確認するとともに政策保有株式の保有に伴う便益（事業上の関係等）やリスクが資本コストに見合っているか等を毎年検証し、保有の適否を判断します。

b. 銘柄数及び貸借対照表計上額

	銘柄数 (銘柄)	貸借対照表計上額の 合計額(百万円)
非上場株式	2	110
非上場株式以外の株式	4	816

(当事業年度において株式数が増加した銘柄)

該当事項はありません。

(当事業年度において株式数が減少した銘柄)

	銘柄数 (銘柄)	株式数の減少に係る売却価額の 合計額(百万円)
非上場株式以外の株式	3	265

c. 特定投資株式の銘柄ごとの株式数、貸借対照表計上額等に関する情報

特定投資株式

銘柄	当事業年度	前事業年度	保有目的、定量的な保有効果 及び株式数が増加した理由	当社の株式の保有の有無
	株式数(株)	株式数(株)		
	貸借対照表計上額 (百万円)	貸借対照表計上額 (百万円)		
(株)メディパルホールディングス	221,746	221,746	医薬品の販売等における円滑な取引関係を維持するために取得後、継続保有(注)3	有
	386	477		
(株)スズケン	106,768	106,768	医薬品の販売等における円滑な取引関係を維持するために取得後、継続保有(注)3	有
	381	354		
アルフレッサホールディングス(株)	-	134,772	医薬品の販売等における円滑な取引関係を維持するために取得後、継続保有していましたが、当事業年度において全株式を売却しました。(注)3	無 (注)4
	-	206		
(株)バイタルケーエスケー・ホールディングス(注)2	44,058	44,058	医薬品の販売等における円滑な取引関係を維持するために取得後、継続保有(注)3	無 (注)4
	37	35		
東邦ホールディングス(株)(注)2	-	10,000	医薬品の販売等における円滑な取引関係を維持するために取得後、継続保有していましたが、当事業年度において全株式を売却しました。(注)3	前事業年度：有 当事業年度：無 (注)4
	-	17		
(株)ほくやく・竹山ホールディングス(注)2	19,368	19,368	医薬品の販売等における円滑な取引関係を維持するために取得後、継続保有(注)3	有
	11	13		
(株)三井住友フィナンシャルグループ(注)2	-	1,221	金融取引等における円滑な取引関係を維持するために取得後、継続保有していましたが、当事業年度において全株式を売却しました。(注)3	無 (注)4
	-	4		

(注)1. 「-」は、当該銘柄を保有していないことを示しております。

2. 当該投資株式の銘柄数が60に満たないため、貸借対照表計上額が資本金額の100分の1以下である銘柄を含めて記載しております。
3. 取引金額等は非開示情報であり、定量的な保有効果については記載が困難ですが、取締役会で政策保有株式の保有に伴う便益(事業上の関係等)やリスクが資本コストに見合っているか等を検証しております。
4. 当該会社の関係会社が当社の株式を保有しております。

みなし保有株式

該当事項はありません。

保有目的が純投資目的である投資株式

該当事項はありません。

当事業年度中に投資株式の保有目的を純投資目的から純投資目的以外の目的に変更したもの

該当事項はありません。

当事業年度中に投資株式の保有目的を純投資目的以外の目的から純投資目的に変更したもの

該当事項はありません。

第5 【経理の状況】

1. 財務諸表の作成方法について

当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(1963年大蔵省令第59号。以下「財務諸表等規則」という。)に基づいて作成しております。

2. 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、事業年度(2022年1月1日から2022年12月31日まで)の財務諸表について、有限責任監査法人トーマツによる監査を受けております。

3. 連結財務諸表について

当社は子会社がありませんので、連結財務諸表を作成していません。

4. 財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組みについて

当社は、財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組みとして、公益財団法人財務会計基準機構へ加入し、会計基準設定主体等が行う研修への参加や、会計基準、法令等を遵守するための教育を行うことにより、会計基準等の内容を適切に把握し、又は会計基準等の変更等についての確に対応することができる体制を整備しております。また、将来の指定国際会計基準の適用に備え、会計専門書の定期購読等を行っております。

1【財務諸表等】

(1)【財務諸表】

【貸借対照表】

(単位：百万円)

	前事業年度 (2021年12月31日)	当事業年度 (2022年12月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	4,012	9,203
キャッシュ・マネージメント・システム預託金	1, 2 23,362	1, 2 11,217
売掛金	22,010	22,865
有価証券	38,198	38,489
商品及び製品	5,542	6,165
原材料及び貯蔵品	3,221	2,804
前払費用	152	307
その他	793	550
流動資産合計	97,292	91,603
固定資産		
有形固定資産		
建物	3,240	3,290
減価償却累計額	2,386	2,437
建物(純額)	854	852
構築物	69	69
減価償却累計額	68	68
構築物(純額)	1	0
機械及び装置	133	133
減価償却累計額	133	133
機械及び装置(純額)	0	0
車両運搬具	0	0
減価償却累計額	0	0
車両運搬具(純額)	0	0
工具、器具及び備品	741	757
減価償却累計額	595	617
工具、器具及び備品(純額)	146	139
土地	344	344
リース資産	1,892	2,281
減価償却累計額	1,161	1,336
リース資産(純額)	731	944
建設仮勘定	0	-
有形固定資産合計	2,078	2,282
無形固定資産		
借地権	69	69
ソフトウェア	408	415
その他	34	31
無形固定資産合計	512	517
投資その他の資産		
投資有価証券	22,309	30,282
長期前払費用	7,312	7,709
繰延税金資産	641	650
その他	663	644
投資その他の資産合計	30,927	39,286
固定資産合計	33,518	42,086
資産合計	130,810	133,689

(単位：百万円)

	前事業年度 (2021年12月31日)	当事業年度 (2022年12月31日)
負債の部		
流動負債		
買掛金	5,793	6,584
リース債務	211	283
未払金	3,327	3,800
未払費用	405	337
未払法人税等	1,536	1,120
預り金	255	257
賞与引当金	394	402
役員賞与引当金	13	14
返品調整引当金	1	-
資産除去債務	14	-
その他	418	420
流動負債合計	12,372	13,221
固定負債		
リース債務	275	241
退職給付引当金	837	707
資産除去債務	53	54
その他	256	239
固定負債合計	1,423	1,242
負債合計	13,795	14,464
純資産の部		
株主資本		
資本金	5,190	5,190
資本剰余金		
資本準備金	6,416	6,416
その他資本剰余金	29	37
資本剰余金合計	6,445	6,453
利益剰余金		
利益準備金	1,297	1,297
その他利益剰余金		
別途積立金	56,130	56,130
繰越利益剰余金	48,822	51,418
利益剰余金合計	106,250	108,846
自己株式	1,393	1,381
株主資本合計	116,491	119,107
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	523	117
評価・換算差額等合計	523	117
純資産合計	117,015	119,224
負債純資産合計	130,810	133,689

【損益計算書】

(単位：百万円)

	前事業年度 (自 2021年 1月 1日 至 2021年12月31日)	当事業年度 (自 2022年 1月 1日 至 2022年12月31日)
売上高		
商品売上高	21,447	22,629
製品売上高	24,843	25,933
その他の売上高	697	332
売上高合計	46,987	1 48,896
売上原価		
商品及び製品期首棚卸高	4,285	5,542
当期商品仕入高	2 11,990	2 12,204
当期製品製造原価	11,862	13,870
合計	28,139	31,617
他勘定振替高	3 4	3 14
商品及び製品期末棚卸高	5,542	6,165
差引	22,591	25,437
その他の原価	57	79
売上原価合計	4 22,649	4 25,516
売上総利益	24,338	23,379
販売費及び一般管理費		
販売促進費	4,187	1,581
給料及び手当	4,475	4,515
賞与引当金繰入額	381	385
退職給付費用	182	166
委託手数料	2,530	2,642
減価償却費	259	234
研究開発費	5 832	5 1,661
その他	6,833	6,651
販売費及び一般管理費合計	19,682	17,839
営業利益	4,656	5,540
営業外収益		
受取利息	1	1
有価証券利息	143	166
受取配当金	136	145
その他	30	27
営業外収益合計	312	341
営業外費用		
支払利息	0	0
為替差損	60	132
投資事業組合運用損	59	62
解約違約金	-	141
その他	0	7
営業外費用合計	121	344
経常利益	4,847	5,537
特別利益		
新株予約権戻入益	10	-
投資有価証券売却益	0	187
特別利益合計	10	187
特別損失		
固定資産除却損	6 37	6 2
投資有価証券売却損	40	-
事業構造改革費用	7 12	7 -
特別損失合計	90	2
税引前当期純利益	4,767	5,722
法人税、住民税及び事業税	1,396	1,611
法人税等調整額	3	166
法人税等合計	1,392	1,778
当期純利益	3,374	3,944

【製造原価明細書】

区分	注記 番号	前事業年度 (自 2021年1月1日 至 2021年12月31日)		当事業年度 (自 2022年1月1日 至 2022年12月31日)	
		金額(百万円)	構成比 (%)	金額(百万円)	構成比 (%)
原材料費		6,164	52.0	8,291	59.8
労務費		-	-	-	-
経費		5,698	48.0	5,579	40.2
このうち(減価償却費)		(10)	(0.1)	(56)	(0.4)
(支払加工料)		(5,687)	(47.9)	(5,300)	(38.2)
当期総製造費用		11,862	100.0	13,870	100.0
期首仕掛品棚卸高		-		-	
合計		11,862		13,870	
期末仕掛品棚卸高		-		-	
他勘定振替高		-		-	
当期製品製造原価		11,862		13,870	

(注) 原価計算方法は、総合原価計算による実際原価計算です。

【その他の原価明細書】

区分	注記 番号	前事業年度 (自 2021年1月1日 至 2021年12月31日)		当事業年度 (自 2022年1月1日 至 2022年12月31日)	
		金額(百万円)		金額(百万円)	
減価償却費			20		18
租税公課			21		20
その他の経費			16		40
合計			57		79

【株主資本等変動計算書】

前事業年度(自 2021年1月1日 至 2021年12月31日)

(単位：百万円)

	株主資本							
	資本金	資本剰余金			利益剰余金			
		資本準備金	その他 資本剰余金	資本剰余金 合計	利益準備金	その他利益剰余金		利益剰余金 合計
					別途積立金	繰越利益 剰余金		
当期首残高	5,190	6,416	21	6,437	1,297	56,130	46,796	104,224
当期変動額								
剰余金の配当							1,348	1,348
当期純利益							3,374	3,374
自己株式の取得								
自己株式の処分			7	7				
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)								
当期変動額合計	-	-	7	7	-	-	2,026	2,026
当期末残高	5,190	6,416	29	6,445	1,297	56,130	48,822	106,250

	株主資本		評価・換算差額等		新株予約権	純資産合計
	自己株式	株主資本合計	その他 有価証券 評価差額金	評価・換算 差額等合計		
当期首残高	1,407	114,444	636	636	10	115,091
当期変動額						
剰余金の配当		1,348				1,348
当期純利益		3,374				3,374
自己株式の取得	0	0				0
自己株式の処分	13	20				20
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)			112	112	10	122
当期変動額合計	13	2,047	112	112	10	1,924
当期末残高	1,393	116,491	523	523	-	117,015

当事業年度(自 2022年 1月 1日 至 2022年12月31日)

(単位：百万円)

	株主資本							
	資本金	資本剰余金			利益剰余金			
		資本準備金	その他 資本剰余金	資本剰余金 合計	利益準備金	その他利益剰余金		利益剰余金 合計
						別途積立金	繰越利益 剰余金	
当期首残高	5,190	6,416	29	6,445	1,297	56,130	48,822	106,250
当期変動額								
剰余金の配当							1,348	1,348
当期純利益							3,944	3,944
自己株式の取得								
自己株式の処分			8	8				
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）								
当期変動額合計	-	-	8	8	-	-	2,595	2,595
当期末残高	5,190	6,416	37	6,453	1,297	56,130	51,418	108,846

	株主資本		評価・換算差額等		純資産合計
	自己株式	株主資本合計	その他 有価証券 評価差額金	評価・換算 差額等合計	
当期首残高	1,393	116,491	523	523	117,015
当期変動額					
剰余金の配当		1,348			1,348
当期純利益		3,944			3,944
自己株式の取得	0	0			0
自己株式の処分	12	20			20
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）			406	406	406
当期変動額合計	11	2,615	406	406	2,209
当期末残高	1,381	119,107	117	117	119,224

【キャッシュ・フロー計算書】

(単位：百万円)

	前事業年度 (自 2021年1月1日 至 2021年12月31日)	当事業年度 (自 2022年1月1日 至 2022年12月31日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税引前当期純利益	4,767	5,722
減価償却費	413	454
受取利息及び受取配当金	281	313
支払利息	0	0
固定資産除売却損益（は益）	37	1
事業構造改革費用	12	-
売上債権の増減額（は増加）	3,052	854
棚卸資産の増減額（は増加）	1,610	206
仕入債務の増減額（は減少）	649	791
未払金の増減額（は減少）	189	523
未払消費税等の増減額（は減少）	330	4
長期前払費用の増減額（は増加）	2,155	361
その他	205	613
小計	494	4,094
利息及び配当金の受取額	328	345
利息の支払額	0	0
事業構造改革費用の支払額	11	12
法人税等の支払額又は還付額（は支払）	21	2,006
営業活動によるキャッシュ・フロー	156	2,420
投資活動によるキャッシュ・フロー		
有価証券の取得による支出	14,900	12,309
有価証券の売却及び償還による収入	18,420	12,100
有形固定資産の取得による支出	150	120
無形固定資産の取得による支出	224	161
投資有価証券の取得による支出	9,376	19,136
投資有価証券の売却及び償還による収入	5,360	5,564
出資金の払込による支出	200	-
その他	2 426	385
投資活動によるキャッシュ・フロー	1,498	13,676
財務活動によるキャッシュ・フロー		
自己株式の取得による支出	0	0
配当金の支払額	1,348	1,348
リース債務の返済による支出	198	348
財務活動によるキャッシュ・フロー	1,546	1,698
現金及び現金同等物の増減額（は減少）	3,201	12,954
現金及び現金同等物の期首残高	61,576	58,374
現金及び現金同等物の期末残高	1 58,374	1 45,420

【注記事項】

(重要な会計方針)

1. 有価証券の評価基準及び評価方法

その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの……時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

市場価格のない株式等……………移動平均法による原価法

2. デリバティブの評価基準及び評価方法

時価法

3. 棚卸資産の評価基準及び評価方法

総平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）

4. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産（リース資産を除く）

定率法を採用しております。ただし、1998年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりです。

建物 15～50年

工具、器具及び備品 2～15年

(2) 無形固定資産（リース資産を除く）

定額法を採用しております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法を採用しております。

(3) リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

(4) 長期前払費用

均等償却

5. 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、期末日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

6. 引当金の計上基準

(1) 賞与引当金

従業員への賞与支給に備えるため、支給見込額に基づき計上しております。

(2) 役員賞与引当金

役員賞与の支出に備えて、当事業年度における支給見込額に基づき、当事業年度負担額を計上しております。

(3) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。

退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法

数理計算上の差異は、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生翌事業年度から費用処理しております。

過去勤務費用は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（5年）による定額法により費用処理しております。

7. 収益及び費用の計上基準

当社の主たる事業は医薬品の製造販売であります。これらの販売については、移転を約束した製品に対する支配を顧客が獲得した時点で、当該製品と交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することとしており、出荷時から顧客への引渡しまでの期間が通常である場合には、出荷時に収益を認識しております。

なお、収益は顧客との契約において約束された対価から返品、値引き及び割戻し等を控除した金額で測定しており、見積り計上は行っておりません。

また、取引の対価は履行義務を充足してから1年以内に受領しており、重要な金融要素は含まれておりません。

8. キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

キャッシュ・フロー計算書における資金（現金及び現金同等物）は、手許現金、随時引き出し可能な預金及び容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なりスクしか負わない取得日から3ヶ月以内に償還期限の到来する短期投資からなっております。

(重要な会計上の見積り)

長期前払費用の評価

1. 当事業年度の財務諸表に計上した金額

(単位：百万円)

	前事業年度 (2021年12月31日)	当事業年度 (2022年12月31日)
長期前払費用	7,312	7,709

2. 会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報

導入契約に係る一時金及びマイルストーン等の支出のうち、対象となる製品の販売予測を基礎とした収益性を評価し、将来の収益獲得により回収可能性が高いと判断しているものを販売権として長期前払費用に計上し、その効果の及ぶ期間で均等に費用化しております。なお、貸借対照表に計上されている長期前払費用の大部分を販売権が占めております。

当該製品の収支が継続してマイナスの場合や経営者が策定した販売計画による将来の収支予測が未達成となる場合には、販売権に減損の兆候が生じる可能性があり、当該製品の販売により獲得できる割引前将来キャッシュ・フローの総額が帳簿価額を下回る場合、その時点での帳簿価額から回収可能価額にまで減額する金額を減損損失として計上する可能性があります。

(会計方針の変更)

1. 収益認識に関する会計基準等の適用

「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日。以下、「収益認識会計基準」という。)等を当事業年度の期首から適用し、移転を約束した財又はサービスに対する支配を顧客が獲得した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することとしております。

これにより、従来は販売費及び一般管理費に計上していた販売促進費の一部を売上高から控除し、販売費及び一般管理費に計上していた運賃保管費と広告宣伝費の一部は売上原価としております。また、従来は流動負債に計上していた返品調整引当金については、返金負債として流動負債のその他に含めて表示しております。

なお、「収益認識に関する会計基準の適用指針」第98項に定める代替的な取扱いを適用し、商品又は製品の国内販売において、出荷時から当該商品又は製品の支配が顧客に移転される時までの期間が通常の間である場合は、出荷時に収益を認識しております。

収益認識会計基準等の適用については、収益認識会計基準第84項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っており、当事業年度の期首より前に新たな会計方針を遡及適用した場合の累積的影響額を、当事業年度の期首の利益剰余金に加減し、当該期首残高から新たな会計方針を適用しております。

この結果、当事業年度の売上高は2,865百万円減少、売上原価は357百万円増加、販売費及び一般管理費は3,222百万円減少しましたが、営業利益、経常利益及び税引前当期純利益に与える影響はありません。また、利益剰余金期首残高に与える影響もありません。なお、収益認識会計基準第89-2項に定める経過的な取扱いに従って、前事業年度について新たな表示方法による組替えを行っておりません。

また、収益認識会計基準第89-3項に定める経過的な取扱いに従って、前事業年度に係る「収益認識関係」注記については記載しておりません。

2. 時価の算定に関する会計基準等の適用

「時価の算定に関する会計基準」(企業会計基準第30号 2019年7月4日。以下、「時価算定会計基準」という。)等を当事業年度の期首から適用し、時価算定会計基準第19項及び「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号 2019年7月4日)第44-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を、将来にわたって適用することとしております。なお、財務諸表に与える影響はありません。

また、「金融商品関係」注記において、金融商品の時価のレベル毎の内訳等に関する事項等の注記を行うこととしました。ただし、「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第19号 2019年7月4日)第7-4項に定める経過的な取扱いに従って、当該注記のうち前事業年度に係るものについては記載しておりません。

(未適用の会計基準等)

・「時価の算定に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第31号 2021年6月17日)

(1) 概要

投資信託の時価の算定及び注記に関する取扱い並びに貸借対照表に持分相当額を純額で計上する組合等への出資の時価の注記に関する取扱いが定められました。

(2) 適用予定日

2023年12月期の期首より適用予定です。

(3) 当該会計基準等の適用による影響

影響額は、当財務諸表の作成時において評価中です。

(貸借対照表関係)

1 「キャッシュ・マネージメント・システム預託金」は、JTグループにおいて国内グループ会社を対象としたキャッシュ・マネージメント・システムを統括している日本たばこ産業(株)への資金の預託です。

2 関係会社に対するものは、次のとおりです。

	前事業年度 (2021年12月31日)	当事業年度 (2022年12月31日)
キャッシュ・マネージメント・システム預託金	23,362百万円	11,217百万円

(損益計算書関係)

1 顧客との契約から生じる収益

売上高については、顧客との契約から生じる収益及びそれ以外の収益を区分して記載しておりません。顧客との契約から生じる収益の金額は、「(収益認識関係)1.顧客との契約から生じる収益を分解した情報」に記載しております。

2 関係会社に対するものは、次のとおりです。

	前事業年度 (自 2021年1月1日 至 2021年12月31日)	当事業年度 (自 2022年1月1日 至 2022年12月31日)
仕入高	6,059百万円	6,733百万円

3 他勘定振替高は、販売費及び一般管理費等への振替等です。

4 期末棚卸高は収益性の低下による簿価切下後の金額であり、次の棚卸資産評価損が売上原価に含まれておりません。

	前事業年度 (自 2021年1月1日 至 2021年12月31日)	当事業年度 (自 2022年1月1日 至 2022年12月31日)
	79百万円	114百万円

5 研究開発費の総額は、次のとおりです。

	前事業年度 (自 2021年1月1日 至 2021年12月31日)	当事業年度 (自 2022年1月1日 至 2022年12月31日)
	832百万円	1,661百万円

6 固定資産除却損の内容は、次のとおりです。

	前事業年度 (自 2021年1月1日 至 2021年12月31日)	当事業年度 (自 2022年1月1日 至 2022年12月31日)
建物	27百万円	0百万円
ソフトウェア	8百万円	0百万円
その他	1百万円	1百万円

7 事業構造改革費用

前事業年度(自 2021年1月1日 至 2021年12月31日)

「事業構造改革費用」は、前事業年度に実施した佐倉工場譲渡に係る人件費関連の損失額です。

当事業年度(自 2022年1月1日 至 2022年12月31日)

該当事項はありません。

(株主資本等変動計算書関係)

前事業年度(自 2021年1月1日 至 2021年12月31日)

1. 発行済株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末
普通株式(千株)	28,800	-	-	28,800

2. 自己株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末
普通株式(千株)	714	0	7	707

(変動事由の概要)

普通株式の自己株式の株式数の増加0千株は、単元未満株式の買取りによるものです。また、普通株式の自己株式の株式数の減少7千株は、取締役会決議に基づく譲渡制限付株式報酬としての自己株式の処分によるものです。

3. 新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

4. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額	1株当たり配当額	基準日	効力発生日
2021年3月25日 定時株主総会	普通株式	674百万円	24.00円	2020年12月31日	2021年3月26日
2021年7月30日 取締役会	普通株式	674百万円	24.00円	2021年6月30日	2021年9月3日

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額	1株当たり配当額	基準日	効力発生日
2022年3月29日 定時株主総会	普通株式	利益剰余金	674百万円	24.00円	2021年12月31日	2022年3月30日

当事業年度(自 2022年1月1日 至 2022年12月31日)

1. 発行済株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末
普通株式(千株)	28,800	-	-	28,800

2. 自己株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末
普通株式(千株)	707	0	6	701

(変動事由の概要)

普通株式の自己株式の株式数の増加0千株は、単元未満株式の買取りによるものです。また、普通株式の自己株式の株式数の減少6千株は、取締役会決議に基づく譲渡制限付株式報酬としての自己株式の処分によるものです。

3. 新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

4. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額	1株当たり配当額	基準日	効力発生日
2022年3月29日 定時株主総会	普通株式	674百万円	24.00円	2021年12月31日	2022年3月30日
2022年7月29日 取締役会	普通株式	674百万円	24.00円	2022年6月30日	2022年9月2日

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額	1株当たり配当額	基準日	効力発生日
2023年3月28日 定時株主総会	普通株式	利益剰余金	2,135百万円	76.00円	2022年12月31日	2023年3月29日

(キャッシュ・フロー計算書関係)

1 現金及び現金同等物の事業年度末残高と貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係

	前事業年度 (自 2021年1月1日 至 2021年12月31日)	当事業年度 (自 2022年1月1日 至 2022年12月31日)
現金及び預金勘定	4,012百万円	9,203百万円
キャッシュ・マネージメント・ システム預託金	23,362百万円	11,217百万円
取得日から3ヵ月以内に償還期限 の到来する短期投資(有価証券)	31,000百万円	25,000百万円
現金及び現金同等物	58,374百万円	45,420百万円

- 2 前事業年度において、投資キャッシュ・フローの「その他」には有価証券の約定前支出による400百万円が含まれております。

(リース取引関係)

1. ファイナンス・リース取引

所有権移転外ファイナンス・リース取引

(1) リース資産の内容

有形固定資産

委託先製造設備(「建物」「建物附属設備」「構築物」「機械及び装置」「工具、器具及び備品」)です。

(2) リース資産の減価償却の方法

重要な会計方針「4. 固定資産の減価償却の方法」に記載のとおりです。

2. オペレーティング・リース取引

オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料

	前事業年度 (2021年12月31日)	当事業年度 (2022年12月31日)
1年内	29百万円	19百万円
1年超	29百万円	9百万円
合計	58百万円	29百万円

(金融商品関係)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社は、新たな事業投資に備え、余資については主に流動性・安全性を重視した金融商品で運用を行っております。デリバティブは、後述するリスクを回避するために利用し、投機的な取引は行わない方針です。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

営業債権である受取手形及び売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。当該リスクに関しては、当社の与信管理規定に従い、取引先毎の期日管理及び残高管理を行うとともに、主な取引先の信用状況を半期毎に把握する体制をとっております。

有価証券及び投資有価証券は、主に、余資運用のため保有する債券等及び業務上の関係を有する企業の株式であり、債券・株式等発行体の信用リスク、並びに市場価格の変動リスクに晒されております。

営業債務である買掛金及び未払金は、ほとんどが1年以内の支払期日です。また、その一部には外貨建のものがあり、為替の変動リスクに晒されております。

デリバティブ取引は、外貨建の営業債務に係る為替変動リスクに対するヘッジを目的とした先物為替予約取引です。また、デリバティブ取引の執行・管理については、取引権限等を定めた社内規程に従って行っております。

(3) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、活発な市場が存在しない場合には適切な評価技法を用いて測定された価額が含まれております。

2. 金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりです。なお、市場価格のない株式等は、次表には含まれておりません（（注1）を参照下さい。）。また、現金及び預金、キャッシュ・マネージメント・システム預託金、売掛金、有価証券に含まれる預金と同様の性格を有する合同運用の金銭信託、買掛金、未払金、未払法人税等はすべて短期であるため、時価は帳簿価額と近似していることから、注記を省略しております。

前事業年度(2021年12月31日)

(単位：百万円)

区分	貸借対照表計上額	時価	差額
有価証券及び投資有価証券			
その他有価証券	28,510	28,510	-

当事業年度(2022年12月31日)

(単位：百万円)

区分	貸借対照表計上額	時価	差額
有価証券及び投資有価証券			
その他有価証券	42,844	42,844	-

(注1) 市場価格のない株式等の貸借対照表計上額

(単位：百万円)

区分	前事業年度 (2021年12月31日)	当事業年度 (2022年12月31日)
非上場株式	110	110
投資事業組合への出資持分	886	818

(注2) 金銭債権及び満期がある有価証券の決算日後の償還予定額
前事業年度(2021年12月31日)

(単位:百万円)

区分	1年以内	1年超5年以内	5年超10年以内	10年超
(1) 現金及び預金	4,012	-	-	-
(2) キャッシュ・マネージメント ・システム預託金	23,362	-	-	-
(3) 売掛金	22,010	-	-	-
(4) 有価証券及び投資有価証券 その他有価証券のうち満期があるもの 債券				
国債・地方債等	-	-	-	-
社債	3,197	11,067	2,301	-
その他	-	-	-	-
その他	35,000	-	886	-
合計	87,583	11,067	3,188	-

当事業年度(2022年12月31日)

(単位:百万円)

区分	1年以内	1年超5年以内	5年超10年以内	10年超
(1) 現金及び預金	9,203	-	-	-
(2) キャッシュ・マネージメント ・システム預託金	11,217	-	-	-
(3) 売掛金	22,865	-	-	-
(4) 有価証券及び投資有価証券 その他有価証券のうち満期があるもの 債券				
国債・地方債等	-	-	-	-
社債	10,989	14,824	1,992	4,224
その他	-	-	-	-
その他	27,500	818	-	-
合計	81,775	15,642	1,992	4,224

3. 金融商品の時価のレベル毎の内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

(1) 時価で貸借対照表に計上している金融商品

当事業年度(2022年12月31日)

(単位：百万円)

区分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
有価証券及び投資有価証券				
その他有価証券	816	39,510	-	40,327

(注)「時価の算定に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第31号 2019年7月4日)第26項の経過措置を適用した投資信託については、上記表には含めておりません。なお、貸借対照表における当該投資信託の金額は2,517百万円です。

(2) 時価で貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品

該当事項はありません。

(注) 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

有価証券及び投資有価証券

上場株式は取引所の価格によっており、債券等は取引所の価格又は取引金融機関から提示された価格によっております。上場株式は活発な市場で取引されているため、その時価をレベル1の時価に分類しております。一方で当社が保有している債券等は、市場での取引頻度が低く、活発な市場における相場価格とは認められないため、その時価をレベル2の時価に分類しております。

(有価証券関係)

1. 売買目的有価証券

前事業年度(2021年12月31日)

該当事項はありません。

当事業年度(2022年12月31日)

該当事項はありません。

2. 満期保有目的の債券

前事業年度(2021年12月31日)

該当事項はありません。

当事業年度(2022年12月31日)

該当事項はありません。

3. 子会社株式及び関連会社株式

前事業年度(2021年12月31日)

該当事項はありません。

当事業年度(2022年12月31日)

該当事項はありません。

4. その他有価証券

前事業年度(2021年12月31日)

(単位：百万円)

区分	貸借対照表計上額	取得原価	差額
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの			
(1) 株式	1,110	357	752
(2) 債券			
国債・地方債等	-	-	-
社債	6,040	6,012	27
その他	-	-	-
(3) その他	1,000	1,000	0
小計	8,151	7,370	780
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの			
(1) 株式	-	-	-
(2) 債券			
国債・地方債等	-	-	-
社債	14,840	14,870	29
その他	-	-	-
(3) その他	36,518	36,518	-
小計	51,359	51,389	29
合計	59,510	58,759	750

(注) 非上場株式(貸借対照表計上額110百万円)及び投資事業組合への出資持分(貸借対照表計上額886百万円)については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、上表の「その他有価証券」には含めておりません。

当事業年度(2022年12月31日)

(単位：百万円)

区分	貸借対照表計上額	取得原価	差額
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの			
(1) 株式	816	280	535
(2) 債券			
国債・地方債等	-	-	-
社債	1,004	1,004	0
その他	-	-	-
(3) その他	1,001	1,000	1
小計	2,821	2,285	536
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの			
(1) 株式	-	-	-
(2) 債券			
国債・地方債等	-	-	-
社債	36,005	36,373	367
その他	-	-	-
(3) その他	29,017	29,017	0
小計	65,022	65,390	367
合計	67,844	67,675	168

(注) 非上場株式(貸借対照表計上額110百万円)及び投資事業組合への出資持分(貸借対照表計上額818百万円)については、市場価格のない株式等であることから、上表の「その他有価証券」には含めておりません。

5. 事業年度中に売却した満期保有目的の債券

前事業年度(自 2021年1月1日 至 2021年12月31日)

該当事項はありません。

当事業年度(自 2022年1月1日 至 2022年12月31日)

該当事項はありません。

6. 事業年度中に売却したその他有価証券

前事業年度(自 2021年1月1日 至 2021年12月31日)

(単位：百万円)

区分	売却額	売却益の合計額	売却損の合計額
株式	0	0	-
その他	3,000	-	40
合計	3,000	0	40

当事業年度(自 2022年1月1日 至 2022年12月31日)

(単位：百万円)

区分	売却額	売却益の合計額	売却損の合計額
株式	265	187	-
合計	265	187	-

(デリバティブ取引関係)

1. ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

前事業年度(2021年12月31日)

為替予約取引を行っておりますが、重要性が乏しいため記載を省略しております。

当事業年度(2022年12月31日)

為替予約取引を行っておりますが、重要性が乏しいため記載を省略しております。

2. ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引

前事業年度(2021年12月31日)

該当事項はありません。

当事業年度(2022年12月31日)

該当事項はありません。

(退職給付関係)

1. 採用している退職給付制度の概要

当社は、従業員の退職給付に充てるため、確定給付型の制度として積立型の確定給付年金制度及び非積立型の退職一時金制度を設けております。

また、当社は複数事業主制度の東京薬業企業年金基金（総合型）に加入しております。同基金は、東京薬業厚生年金基金が、2018年4月1日付で厚生労働大臣から過去期間分の代行返上の認可を受け、同日付で制度移行したものです。

なお、従業員の退職に際して、退職給付会計に準拠した数理計算による退職給付債務の対象とされない割増退職金を支払う場合があります。

2. 確定給付制度

(1) 退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表

	前事業年度 (自 2021年1月1日 至 2021年12月31日)	当事業年度 (自 2022年1月1日 至 2022年12月31日)
退職給付債務の期首残高	6,226百万円	6,285百万円
勤務費用	302百万円	307百万円
利息費用	37百万円	37百万円
数理計算上の差異の発生額	36百万円	1,339百万円
退職給付の支払額	243百万円	248百万円
退職給付債務の期末残高	6,285百万円	5,042百万円

(2) 年金資産の期首残高と期末残高の調整表

	前事業年度 (自 2021年1月1日 至 2021年12月31日)	当事業年度 (自 2022年1月1日 至 2022年12月31日)
年金資産の期首残高	5,741百万円	6,029百万円
期待運用収益	114百万円	120百万円
数理計算上の差異の発生額	184百万円	329百万円
事業主からの拠出額	217百万円	227百万円
退職給付の支払額	229百万円	234百万円
年金資産の期末残高	6,029百万円	5,813百万円

(3) 退職給付債務及び年金資産の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金の調整表

	前事業年度 (2021年12月31日)	当事業年度 (2022年12月31日)
積立型制度の退職給付債務	5,602百万円	4,867百万円
年金資産	6,029百万円	5,813百万円
	426百万円	946百万円
非積立型制度の退職給付債務	682百万円	175百万円
未積立退職給付債務	256百万円	770百万円
未認識数理計算上の差異	581百万円	1,478百万円
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	837百万円	707百万円
退職給付引当金	837百万円	707百万円
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	837百万円	707百万円

(4) 退職給付費用及びその内訳項目の金額

	前事業年度 (自 2021年1月1日 至 2021年12月31日)	当事業年度 (自 2022年1月1日 至 2022年12月31日)
勤務費用	302百万円	307百万円
利息費用	37百万円	37百万円
期待運用収益	114百万円	120百万円
数理計算上の差異の費用処理額	104百万円	112百万円
確定給付制度に係る退職給付費用	120百万円	112百万円

(5) 年金資産に関する事項

年金資産の主な内訳

年金資産合計に対する主な分類ごとの比率は、次のとおりです。

	前事業年度 (2021年12月31日)	当事業年度 (2022年12月31日)
債券	47%	45%
株式	25%	24%
生保一般勘定	8%	10%
その他	20%	21%
合計	100%	100%

(注) その他には、主として保険リンク商品やヘッジファンドへの投資が含まれております。

長期期待運用収益率の設定方法

年金資産の長期期待運用収益率を決定するため、現在及び予想される年金資産の配分と、年金資産を構成する多様な資産からの現在及び将来期待される長期の収益率を考慮しております。

(6) 数理計算上の計算基礎に関する事項

主要な数理計算上の計算基礎

	前事業年度 (自 2021年1月1日 至 2021年12月31日)	当事業年度 (自 2022年1月1日 至 2022年12月31日)
割引率	0.6%	1.8%
長期期待運用収益率	2.0%	2.0%

3. 複数事業主制度

自社の拠出に対応する年金資産の額を合理的に計算することができない制度であり、確定拠出制度と同様に会計処理しております。確定拠出制度と同様に会計処理する、複数事業主制度の企業年金基金制度への要拠出額は、58百万円（前事業年度54百万円）です。

(1) 複数事業主制度の直近の積立状況

	(2021年3月31日現在)	(2022年3月31日現在)
年金資産の額	166,870百万円	182,141百万円
年金財政計算上の数理債務の額と最低責任準備金の額との合計額	150,293百万円	151,351百万円
差引額	16,577百万円	30,789百万円

(2) 複数事業主制度の掛金に占める当社の割合

	(2021年12月31日現在)	(2022年12月31日現在)
	0.8%	0.9%

(3) 補足説明

(2021年3月31日現在)

上記(1)の差引額の主な要因は、未償却過去勤務債務残高8,572百万円、当年度剰余金13,336百万円、別途積立金11,813百万円です。

また、未償却過去勤務債務残高の内訳は特別掛金収入現価であり、償却方法は元利均等方式、事業主負担掛金率0.7%、償却残余期間は2021年3月31日現在で3年5ヶ月です。

(2022年3月31日現在)

上記(1)の差引額の主な要因は、未償却過去勤務債務残高6,169百万円、当年度剰余金11,809百万円、別途積立金25,149百万円です。

また、未償却過去勤務債務残高の内訳は特別掛金収入現価であり、償却方法は元利均等方式、事業主負担掛金率0.7%、償却残余期間は2022年3月31日現在で2年5ヶ月です。

(ストック・オプション等関係)

1. 権利不行使による失効により利益として計上した金額

(単位：百万円)

	前事業年度 (自 2021年1月1日 至 2021年12月31日)	当事業年度 (自 2022年1月1日 至 2022年12月31日)
新株予約権戻入益	10	-

2. スtock・オプションの内容、規模及びその変動状況

該当事項はありません。

3. スtock・オプションの権利確定数の見積方法

該当事項はありません。

(税効果会計関係)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

(繰延税金資産)

	前事業年度 (2021年12月31日)	当事業年度 (2022年12月31日)
退職給付引当金	256百万円	216百万円
賞与引当金	120百万円	123百万円
前払研究開発費	45百万円	98百万円
未払事業税等	94百万円	73百万円
未払費用	47百万円	54百万円
棚卸資産評価損	15百万円	51百万円
その他	311百万円	140百万円
繰延税金資産小計	892百万円	759百万円
評価性引当額	29百万円	50百万円
繰延税金資産合計	862百万円	708百万円

(繰延税金負債)

	前事業年度 (2021年12月31日)	当事業年度 (2022年12月31日)
その他有価証券評価差額金	226百万円	51百万円
その他	5百万円	6百万円
繰延税金負債合計	220百万円	58百万円
繰延税金資産の純額	641百万円	650百万円

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳

	前事業年度 (2021年12月31日)	当事業年度 (2022年12月31日)
法定実効税率	30.6%	30.6%
(調整)		
交際費等永久に損金に 算入されない項目	0.2%	0.5%
受取配当金等永久に益金に 算入されない項目	0.0%	0.0%
住民税均等割	0.7%	0.6%
法人税額の特別控除額	0.9%	0.9%
評価性引当額の増減	0.3%	0.4%
その他	1.1%	0.1%
税効果会計適用後の法人税等の 負担率	29.2%	31.1%

(収益認識関係)

1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

(単位：百万円)

		当事業年度 (自 2022年1月1日 至 2022年12月31日)
製商品売上高	腎・透析領域	12,013
	皮膚疾患領域	12,391
	アレルギー領域	18,499
	その他	5,658
その他の売上高		332
計		48,896

(注) その他の売上高に、顧客との契約から生じる収益以外の収益として不動産賃貸収入200百万円が含まれていません。

2. 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

「注記事項(重要な会計方針)7. 収益及び費用の計上基準」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。

3. 当事業年度及び翌事業年度以降の収益の金額を理解するための情報

(1) 契約資産及び契約負債の残高等

該当事項はありません。

(2) 残存履行義務に配分した取引価格

個別の予想契約期間が1年を超える重要な取引がないため、実務上の便法を使用し、残存履行義務に関する情報の記載を省略しております。また、顧客との契約から生じる対価の額に、取引価格に含まれていない重要な変動対価の額等はありません。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

前事業年度(自 2021年1月1日 至 2021年12月31日)

当社は、医薬品事業のほかに不動産賃貸収入がありますが、重要性が乏しいことからセグメント情報については記載を省略しております。

当事業年度(自 2022年1月1日 至 2022年12月31日)

当社は、医薬品事業のほかに不動産賃貸収入がありますが、重要性が乏しいことからセグメント情報については記載を省略しております。

【関連情報】

前事業年度(自 2021年1月1日 至 2021年12月31日)

1. 製品及びサービスごとの情報

単一の製品・サービスの区分の顧客への売上高が損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 売上高

本邦の顧客への売上高が損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を省略しております。

3. 主要な顧客ごとの情報

(単位：百万円)

顧客の名称又は氏名	売上高	関連するセグメント名
アルフレッサ(株)	10,678	医薬品事業
(株)メディセオ	10,467	医薬品事業
(株)スズケン	10,101	医薬品事業
東邦薬品(株)	5,257	医薬品事業

当事業年度(自 2022年1月1日 至 2022年12月31日)

1. 製品及びサービスごとの情報

単一の製品・サービスの区分の顧客への売上高が損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 売上高

本邦の顧客への売上高が損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を省略しております。

3. 主要な顧客ごとの情報

(単位：百万円)

顧客の名称又は氏名	売上高	関連するセグメント名
アルフレッサ(株)	11,088	医薬品事業
(株)メディセオ	10,884	医薬品事業
(株)スズケン	10,238	医薬品事業
東邦薬品(株)	5,787	医薬品事業

【報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報】

前事業年度(自 2021年1月1日 至 2021年12月31日)

該当事項はありません。

当事業年度(自 2022年1月1日 至 2022年12月31日)

該当事項はありません。

【報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報】

前事業年度(自 2021年1月1日 至 2021年12月31日)

該当事項はありません。

当事業年度(自 2022年1月1日 至 2022年12月31日)

該当事項はありません。

【報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報】

前事業年度(自 2021年1月1日 至 2021年12月31日)

該当事項はありません。

当事業年度(自 2022年1月1日 至 2022年12月31日)

該当事項はありません。

(持分法損益等)

前事業年度(自 2021年1月1日 至 2021年12月31日)

該当事項はありません。

当事業年度(自 2022年1月1日 至 2022年12月31日)

該当事項はありません。

【関連当事者情報】

1. 関連当事者との取引

財務諸表提出会社と関連当事者との取引

(1) 財務諸表提出会社の親会社及び主要株主（会社等の場合に限る。）等

前事業年度(自 2021年1月1日 至 2021年12月31日)

種類	会社等の名称 又は氏名	所在地	資本金又は出資金 (百万円)	事業の内容 又は職業	議決権等の所有 (被所有) 割合(%)	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
親会社	日本たばこ産業(株)	東京都港区	100,000	たばこ事業 医薬事業 加工食品事業	被所有 直接 54.9	医薬品の仕入金銭の貸借等	医薬品の仕入	6,059	買掛金	1,708
							資金の預託		キャッシュ・マネージメント・システム預託金	23,362
							為替予約	8,192		

当事業年度(自 2022年1月1日 至 2022年12月31日)

種類	会社等の名称 又は氏名	所在地	資本金又は出資金 (百万円)	事業の内容 又は職業	議決権等の所有 (被所有) 割合(%)	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
親会社	日本たばこ産業(株)	東京都港区	100,000	たばこ事業 医薬事業 加工食品事業	被所有 直接 54.9	医薬品の仕入金銭の貸借等	医薬品の仕入	6,733	買掛金	2,242
							資金の預託		キャッシュ・マネージメント・システム預託金	11,217
							為替予約	7,862		

取引条件及び取引条件の決定方針等

- (注) 1. 医薬品の仕入については、品目毎に売買契約を締結し、適正な価格、取引条件により行っております。
2. 資金の預託については、市場金利に連動した利率を適用しております。
3. キャッシュ・マネージメント・システムにおける資金の預託については、頻繁に発生する取引のため、取引金額の記載を省略しております。
4. 為替予約については、為替予約締結日における市場レートに基づいた予約レートを適用しております。なお、取引金額には、期中の契約額の累計を記載しております。

(2) 財務諸表提出会社の子会社及び関連会社等

前事業年度(自 2021年1月1日 至 2021年12月31日)

該当事項はありません。

当事業年度(自 2022年1月1日 至 2022年12月31日)

該当事項はありません。

(3) 財務諸表提出会社と同一の親会社を持つ会社等及び財務諸表提出会社のその他の関係会社の子会社等
前事業年度(自 2021年1月1日 至 2021年12月31日)
重要な取引に該当する取引がないため記載しておりません。

当事業年度(自 2022年1月1日 至 2022年12月31日)
重要な取引に該当する取引がないため記載しておりません。

(4) 財務諸表提出会社の役員及び主要株主(個人の場合に限る。)等
前事業年度(自 2021年1月1日 至 2021年12月31日)
該当事項はありません。

当事業年度(自 2022年1月1日 至 2022年12月31日)
該当事項はありません。

2. 親会社又は重要な関連会社に関する注記

(1) 親会社情報

日本たばこ産業株
(東京証券取引所に上場)

(2) 重要な関連会社の要約財務情報

該当事項はありません。

(1株当たり情報)

項目	前事業年度 (自 2021年1月1日 至 2021年12月31日)	当事業年度 (自 2022年1月1日 至 2022年12月31日)
1株当たり純資産額	4,165円38銭	4,243円08銭
1株当たり当期純利益	120円13銭	140円39銭

(注) 1. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

2. 1株当たり当期純利益の算定上の基礎は、以下のとおりです。

項目	前事業年度 (自 2021年1月1日 至 2021年12月31日)	当事業年度 (自 2022年1月1日 至 2022年12月31日)
1株当たり当期純利益		
当期純利益(百万円)	3,374	3,944
普通株主に帰属しない金額(百万円)	-	-
普通株式に係る当期純利益(百万円)	3,374	3,944
普通株式の期中平均株式数(千株)	28,090	28,096

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

【附属明細表】

【有形固定資産等明細表】

資産の種類	当期首残高 (百万円)	当期増加額 (百万円)	当期減少額 (百万円)	当期末残高 (百万円)	当期末減価 償却累計額 又は 償却累計額 (百万円)	当期償却額 (百万円)	差引当期末 残高 (百万円)
有形固定資産							
建物	3,240	61	11	3,290	2,437	60	852
構築物	69	-	-	69	68	0	0
機械及び装置	133	-	-	133	133	0	0
車両運搬具	0	-	-	0	0	-	0
工具、器具及び備品	741	58	42	757	617	65	139
土地	344	-	-	344	-	-	344
リース資産	1,892	388	-	2,281	1,336	175	944
建設仮勘定	0	-	0	-	-	-	-
有形固定資産計	6,423	508	55	6,877	4,594	301	2,282
無形固定資産							
借地権	69	-	-	69	-	-	69
ソフトウェア	3,024	161	26	3,158	2,742	153	415
その他	40	1	4	36	5	-	31
無形固定資産計	3,133	162	31	3,265	2,748	153	517
長期前払費用	10,581	1,128	5	11,704	3,995	731	7,709

(注) 当期増加額の内訳は次のとおりです。

リース資産	委託先製造設備	388百万円
長期前払費用	販売権	1,071百万円

【社債明細表】

該当事項はありません。

【借入金等明細表】

金利の負担を伴う負債（社債を除く。）の金額が、負債及び純資産の合計額の100分の1以下であるため、財務諸表等規則第125条の規定により記載を省略しております。

【引当金明細表】

区分	当期首残高 (百万円)	当期増加額 (百万円)	当期減少額 (目的使用) (百万円)	当期減少額 (その他) (百万円)	当期末残高 (百万円)
賞与引当金	394	402	394	-	402
役員賞与引当金	13	14	13	-	14

(注) 当事業年度の期首より「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 2020年3月31日）等を適用したことに伴い、「返品調整引当金」につきましては、当事業年度より返金負債として流動負債のその他に含めて表示しております。

【資産除去債務明細表】

当事業年度期首及び当事業年度末における資産除去債務の金額が、当事業年度期首及び当事業年度末における負債及び純資産の合計額の100分の1以下であるため、財務諸表等規則第125条の2の規定により記載を省略しております。

(2) 【主な資産及び負債の内容】

現金及び預金

区分	金額(百万円)
現金	0
預金	
当座預金	6,202
定期預金	3,000
計	9,202
合計	9,203

キャッシュ・マネージメント・システム預託金

区分	金額(百万円)
キャッシュ・マネージメント・システム預託金	11,217
合計	11,217

(注) 内容については、貸借対照表関係注記 1に記載しております。

売掛金

相手先は全国の医薬品卸売業者等であり、売掛金の滞留期間及び回収率は次のとおりです。

相手先別内訳

相手先	金額(百万円)
アルフレッサ(株)	5,678
(株)スズケン	5,257
(株)メディセオ	4,856
東邦薬品(株)	2,845
(株)ケーエスケー	591
その他	3,634
合計	22,865

売掛金の発生及び回収並びに滞留状況

当期首残高 (百万円)	当期発生高 (百万円)	当期回収高 (百万円)	当期末残高 (百万円)	回収率(%)	滞留期間(月)
(A)	(B)	(C)	(D)	$\frac{(C)}{(A)+(B)} \times 100$	$\frac{(A)+(D)}{2} \div \frac{(B)}{12}$
22,010	54,743	53,888	22,865	70.2	4.92

有価証券

区分	金額(百万円)
債券	
社債	10,989
その他	
合同運用の金銭信託	27,000
投資信託	500
合計	38,489

棚卸資産

区分	金額(百万円)	内容
商品	2,912	医薬品
製品	3,253	医薬品
原材料	2,716	原料、容器包装資材他
貯蔵品	88	研究開発用資材他
合計	8,970	

長期前払費用

区分	金額(百万円)
販売権	7,614
その他	94
合計	7,709

投資有価証券

区分	金額(百万円)
株式	926
債券	
社債	26,021
その他	
投資信託	2,517
投資事業組合への出資持分	818
合計	30,282

買掛金

相手先別内訳

相手先	金額(百万円)
日本たばこ産業(株)	2,242
東亜新薬(株)	1,104
ALK-Abello A/S	1,017
(株)オーファンパシフィック	542
東レ(株)	466
その他	1,212
合計	6,584

(3) 【その他】

決算日後の状況
特記事項はありません。

訴訟
特記事項はありません。

当事業年度における四半期情報等

(累計期間)	第1四半期	第2四半期	第3四半期	当事業年度
売上高 (百万円)	10,960	23,102	35,315	48,896
税引前四半期(当期)純利益 (百万円)	1,246	2,655	4,105	5,722
四半期(当期)純利益 (百万円)	882	1,845	2,856	3,944
1株当たり四半期(当期)純利益 (円)	31.40	65.69	101.66	140.39

(会計期間)	第1四半期	第2四半期	第3四半期	第4四半期
1株当たり四半期純利益 (円)	31.40	34.29	35.96	38.73

第6 【提出会社の株式事務の概要】

事業年度	1月1日から12月31日まで
定時株主総会	3月中
基準日	12月31日
剰余金の配当の基準日	6月30日、12月31日
1単元の株式数	100株
単元未満株式の買取り	
取扱場所	東京都千代田区丸の内一丁目4番1号 三井住友信託銀行株式会社 証券代行部
株主名簿管理人	東京都千代田区丸の内一丁目4番1号 三井住友信託銀行株式会社
取次所	
買取手数料	株式の売買の委託に係る手数料相当額として別途定める金額
公告掲載方法	電子公告とする。 ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載して行う。 公告掲載URL https://www.torii.co.jp/
株主に対する特典	なし

(注) 当社定款の定めにより、当社の単元未満株式を有する株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができません。

- (1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
- (2) 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利
- (3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利

第7 【提出会社の参考情報】

1 【提出会社の親会社等の情報】

当社は、金融商品取引法第24条の7第1項に規定する親会社等はありません。

2 【その他の参考情報】

当事業年度の開始日から有価証券報告書提出日までの間に、次の書類を提出しております。

(1) 有価証券報告書及びその添付書類並びに確認書

事業年度 (第130期)	自 2021年1月1日 至 2021年12月31日	2022年3月29日 関東財務局長に提出
-----------------	------------------------------	-------------------------

(2) 内部統制報告書及びその添付書類

事業年度 (第130期)	自 2021年1月1日 至 2021年12月31日	2022年3月29日 関東財務局長に提出
-----------------	------------------------------	-------------------------

(3) 四半期報告書及び確認書

第131期第1四半期	自 2022年1月1日 至 2022年3月31日	2022年4月28日 関東財務局長に提出
第131期第2四半期	自 2022年4月1日 至 2022年6月30日	2022年8月1日 関東財務局長に提出
第131期第3四半期	自 2022年7月1日 至 2022年9月30日	2022年11月1日 関東財務局長に提出

(4) 臨時報告書

企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2(株主総会における議決権行使の結果)に基づく臨時報告書	2022年3月31日 関東財務局長に提出
---	-------------------------

第二部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書及び内部統制監査報告書

2023年3月17日

鳥居薬品株式会社

取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ
東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 武井雄次

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 池田徹

< 財務諸表監査 >

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている鳥居薬品株式会社の2022年1月1日から2022年12月31日までの第131期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、キャッシュ・フロー計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、鳥居薬品株式会社の2022年12月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する事業年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査上の主要な検討事項

監査上の主要な検討事項とは、当事業年度の財務諸表の監査において、監査人が職業的専門家として特に重要であると判断した事項である。監査上の主要な検討事項は、財務諸表全体に対する監査の実施過程及び監査意見の形成において対応した事項であり、当監査法人は、当該事項に対して個別に意見を表明するものではない。

販売権の減損兆候の判定	
監査上の主要な検討事項の内容及び決定理由	監査上の対応
<p>会社は、医薬品の導入契約に係る支出のうち将来の収益獲得により回収可能性が高いと判断した支出については、販売権として長期前払費用に計上しており、2022年12月31日現在、貸借対照表に計上されている長期前払費用7,709百万円の大部分を占めている。</p> <p>【注記事項】（重要な会計上の見積り）「長期前払費用の評価」に記載されているとおり、会社は、販売権としての長期前払費用を将来の収益獲得により回収可能性が高いと判断して計上しており、医薬品の品目毎に減損兆候の判定を実施している。当該判定は、経営者の策定した販売計画による収支予測に基づき作成される減損兆候判定資料により実施される。</p> <p>医薬品の品目毎の収支が継続してマイナスの場合や経営者が策定した販売計画による将来の収支予測が未達成となる場合には、該当する医薬品の販売権に減損の兆候が生じる可能性がある。減損の兆候が生じた場合に、医薬品の販売により獲得できる割引前将来キャッシュ・フローの総額が販売権の帳簿価額を下回る場合には、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、帳簿価額の減少額は減損損失として認識される。</p> <p>経営者が策定した販売計画による収支予測は将来の予測に基づくものであり、経営者の判断を伴うものである。</p> <p>これらの経営者の判断が販売権の減損兆候の判定に重要な影響を及ぼすため、当監査法人は当該事項を監査上の主要な検討事項に該当するものと判断した。</p>	<p>当監査法人は、販売権の減損兆候の判定を検討するにあたり、主として以下の監査手続を実施した。</p> <ul style="list-style-type: none"> 販売権の評価の基礎となる減損兆候判定資料が適切に作成されることを確保するための内部統制の整備及び運用状況の有効性を評価した。 経営者の策定した販売計画による将来の収支予測に重要な影響を及ぼす変更が生じていないことを、経営者への質問、及び各種議事録の閲覧により検証した。 医薬品の品目毎の収支が継続してマイナスであるか検証するために、減損兆候判定資料を閲覧した。 医薬品の品目毎の収支について、当年度の経営者の策定した販売計画による収支予測と実績に重要な乖離がないかどうかを比較し、経営者の見積りに係る偏向の有無を検証した。

その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券報告書に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうかを検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会と協議した事項のうち、当事業年度の財務諸表の監査で特に重要であると判断した事項を監査上の主要な検討事項と決定し、監査報告書において記載する。ただし、法令等により当該事項の公表が禁止されている場合や、極めて限定的ではあるが、監査報告書において報告することにより生じる不利益が公共の利益を上回ると合理的に見込まれるため、監査人が報告すべきでないと判断した場合は、当該事項を記載しない。

< 内部統制監査 >

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第2項の規定に基づく監査証明を行うため、鳥居薬品株式会社の2022年12月31日現在の内部統制報告書について監査を行った。

当監査法人は、鳥居薬品株式会社が2022年12月31日現在の財務報告に係る内部統制は有効であると表示した上記の内部統制報告書が、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して、財務報告に係る内部統制の評価結果について、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に準拠して内部統制監査を行った。財務報告に係る内部統制の監査の基準における当監査法人の責任は、「内部統制監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

内部統制報告書に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、財務報告に係る内部統制を整備及び運用し、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して内部統制報告書を作成し適正に表示することにある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告に係る内部統制の整備及び運用状況を監視、検証することにある。

なお、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性がある。

内部統制監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した内部統制監査に基づいて、内部統制報告書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、内部統制監査報告書において独立の立場から内部統制報告書に対する意見を表明することにある。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果について監査証拠を入手するための監査手続を実施する。内部統制監査の監査手続は、監査人の判断により、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性に基づいて選択及び適用される。
- ・ 財務報告に係る内部統制の評価範囲、評価手続及び評価結果について経営者が行った記載を含め、全体としての内部統制報告書の表示を検討する。
- ・ 内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、内部統制報告書の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した内部統制監査の範囲とその実施時期、内部統制監査の実施結果、識別した内部統制の開示すべき重要な不備、その是正結果、及び内部統制の監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1. 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（有価証券報告書提出会社）が別途保管しております。

2. XBRLデータは監査の対象には含まれていません。